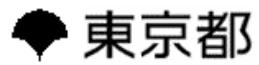


東京都犯罪被害者等支援推進計画

平成20（2008）年1月



はじめに

平成16(2004)年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪等により害を被った方及びその家族又は遺族の方々に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

また、国では、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、この基本計画に基づき、関係府省庁では支援策が検討、実施されています。

都においても、犯罪被害者等の方々への支援を総合的かつ計画的に推進するため、「東京都犯罪被害者等支援推進会議」を設置し検討を行ってきましたが、更に、全庁を挙げて支援に取り組むとともに、区市町村や民間団体等と幅広く連携して支援体制を構築するため、「東京都犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

今後、第4章の「2 今後の取組」に記述した、総合相談窓口の設置、居住場所の確保、精神的な支援、手引の作成等の事業に積極的に取り組んでいきます。

本計画が、犯罪被害者等の方々を始め、多くの都民の皆さんに御活用いただければ幸いです。

目 次

第1章 東京都犯罪被害者等支援推進計画策定に当たって

1 策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 支援の基本的考え方	2
4 計画の対象	2
5 計画の期間	3

第2章 国等の動き

1 基本法制定まで	4
(1) 経緯	4
(2) 基本法の概要	5
2 基本計画策定まで	6
(1) 経緯	6
(2) 基本計画の概要	7
3 基本計画策定後	8
4 民間被害者支援団体等の動き	9

第3章 犯罪等及び犯罪被害者等の現状

1 犯罪等の現状	11
(1) 刑法犯の認知件数	11
(2) 交通事故の発生件数	12
(3) ストーカー行為等に係る相談件数等	12
(4) 配偶者からの暴力に関する相談件数	13
(5) 児童虐待に関する相談対応件数	14
2 犯罪被害者等の現状及び要望	15
(1) 具体的な状況	15
ア 損害賠償請求の負担・その他経済的被害	15
イ 精神的・身体的被害	16
ウ 刑事手続における負担等	16
エ 支援体制等の未整備	17

オ 周囲の人たちの無理解等	17
カ 加害者に比べて不十分な権利利益の保護	17
(2) 要望	19
3 犯罪被害等に関する国民、都民の意識	19

第4章 都の取組

1 これまでの取組	22
(1) 基本法制定以前の取組	22
(2) 基本法制定後の取組	23
ア 対応窓口の設置等	23
イ 推進体制の整備等	23
2 今後の取組	24
(1) 重点的に取り組んでいく事項	24
ア 支援のための総合相談窓口の設置	24
イ 支援事業の実施	25
(ア) 被害直後及び中期的な居住場所の確保	25
(イ) 精神的な支援	26
(ウ) 経済的な支援に関する情報提供	27
(エ) 「犯罪被害者等支援の手引（仮称）」の作成等	27
ウ 都の各局等、区市町村、民間団体等との連携体制の構築	28
エ 都民意識の啓発	29
オ その他	29
(2) 取組を進めていく事項	30
ア 損害回復・経済的支援等への取組	30
(ア) 損害賠償の請求についての援助等	30
(イ) 給付金の支給に係る制度の充実等	30
(ウ) 居住の安定	31
(エ) 雇用の安定	32
イ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	32
(ア) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	32
(イ) 安全の確保	35
(ウ) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	38
ウ 刑事手続への関与拡充への取組	39
(ア) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等	39

エ 支援等のための体制整備への取組	39
(ア) 相談及び情報の提供等	39
(イ) 調査研究の推進等	43
(ウ) 民間の団体に対する援助	44
オ 都民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	45
(ア) 都民の理解の増進	45
 第5章 被害回復のプロセス	48
1 生命・身体に被害を受けた場合（殺人）	49
2 交通事故による被害を受けた場合（人身事故）	51
3 性犯罪による被害を受けた場合	53
4 DV被害を受けた場合	55
5 児童虐待を受けた場合	57
 〔参考資料〕	
資料1 犯罪被害者等基本法	61
資料2 被害者等支援の経緯	65
資料3－1 インターネット都政モニターアンケート「犯罪被害者について」	67
資料3－2 （社）被害者支援都民センター「今後の被害者支援を考えるためのアンケート」	73
資料3－3 内閣府「犯罪被害者等に関する国民意識調査」	76
資料4 中間のまとめに対する都民意見	78
資料5 東京都犯罪被害者等支援推進会議設置要綱	79

第1章 東京都犯罪被害者等支援推進計画策定に当たって

1 策定の趣旨

平成16(2004)年に制定された「犯罪被害者等基本法」(以下「基本法」という。)には、地方公共団体は、基本法の基本理念にのっとり、犯罪被害者等(犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族)の支援に関し、国と適切に役割を分担しながら、その地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務があることが明記されています。

東京は、この数年、刑法犯の認知件数^{*1}は減少しているものの、依然として犯罪等の発生件数は多く、まさに都民の誰もが被害者等になる可能性があるといつても過言ではありません。

犯罪被害者等の方々は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった、その犯罪によって引き起こされる目に見える直接的な被害を受けます。さらに、被害後に捜査・公判の過程等で配慮に欠けた対応をされることによって新たに生じる精神的被害など、副次的な被害にも苦しめられることがあります。

しかしながら、被害者等の多くは、その権利が尊重されてきたとは言い難い状況にあります。そのため、十分な支援も受けられず、特に東京では家族関係や近隣関係が希薄なこともあります、地域社会の中で孤立することを余儀なくされてきました。

このような状況に置かれている犯罪被害者等の方々は、相談、医療、住宅、緊急の経済支援、就労など多方面にわたって幅広いニーズを持っています。これらの領域には、都が所管している、福祉、保健、医療、介護、保育、住宅、教育、就労、各種相談など、多くの施策があることから、都は、これらのニーズに積極的にこたえていく必要があります。

都はこれまで、警視庁を中心に関係各局が連携しながら、相談、保護、啓発など、犯罪被害者等を支援する様々な事業を実施してきました。

今後は、全庁を挙げて、被害者等の多様なニーズにこたえるための取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、区市町村や民間団体等とも幅広く連携して支援体制を構築していくために、「東京都犯罪被害者等支援推進計画」(以下「計画」という。)を策定します。

*1 「認知件数」とは、警察が事件として取り扱った件数

2 計画の性格

計画は、都が目指す犯罪被害者等への支援に関する取組についての基本的な考え方を明らかにするとともに、これまでの国等の動きや都の取組を踏まえ、今後行う被害者等への支援施策等を示したものです。

また、被害者等にも活用してもらえるよう、警視庁を含めて都が実施している支援施策（関連する施策を含む。）等を総合的かつ体系的にまとめたものです。

計画を通じて、広く都民の皆さんに、犯罪被害者等の方々が置かれている実情を正しく理解していただくことにより、被害者等はもちろんのこと、都民の誰もが地域の中で安心して暮らしていくことのできる社会を築いていくことを目指していきます。

なお、計画は、基本法第5条^{*1}の趣旨を踏まえて策定したものです。

3 支援の基本的考え方

都における犯罪被害者等への支援のための基本となる考え方は、基本法の基本理念を踏まえ次の三つとします。

- ①すべての犯罪被害者等は、個人としての人権が尊重され、それにふさわしい処遇を保障されること。
- ②被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた適切な施策を行うこと。
- ③被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けられるよう施策を行うこと。

4 計画の対象

計画の対象となる犯罪被害者等とは、基本法第2条第2項と同じく「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」をいい、原則として都民を対象としますが、都内で被害に遭われた都民でない方についても、相談など一部の支援については対象とします。

なお、個別具体的な支援の対象については、施策ごとに、それぞれ対象となる要件が異なります。

*1 「基本法第5条」地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

※基本法では、

「犯罪等」…………第2条第1項で「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。」とされており、交通事故も含みます。

「犯罪」…………刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為を意味します。刑罰法令とは、「暴力団による不当な行為の防止に関する法律」など刑罰規定を有する法律をいい、条例を含みます。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」……………

「犯罪」には該当しませんが、これに類する同様の行為であって、相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。例えば、①「ストーカー行為」には当らないが、警告の対象となるような「つきまとい等」、②身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、などの行為がこれに該当します。

「家族又は遺族」…「犯罪等により害を被った者」との間に法律上の身分関係がない者であっても、これと同様に考えられる状況にあれば対象となり得ることとなります。

なお、基本法では、害を被ることとなった犯罪等の種類、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他のによる限定を一切していません。また、国籍上の制限はなく、外国人も含まれ得ることとなります。

5 計画の期間

計画は、都が犯罪被害者等の方々のために今後一定の期間内に実施していく施策の具体的な内容を示すものです。

都が行う施策が被害者等にとって効果的なものであるためには、計画全体について一定の期間を設定し、個々の施策について着実に実施するとともに、施策の進捗状況や被害者等を取り巻く状況の変化等を踏まえ、適切な見直しを行うことが求められます。

こうしたことから、計画期間は、平成22(2010)年度までの約3か年とし、必要に応じて、計画期間内であっても被害者等のニーズや被害者等を取り巻く状況の変化等によって、隨時見直していくこととします。

第2章 国等の動き

1 基本法制定まで

(1) 経緯

我が国における犯罪被害者等のための施策は、昭和20年代後半から30年代にかけて、「自動車損害賠償保障法」が制定されたり、新たに刑法等に証人保護のための規定が設けられたりしたことなどによって始まりました。

昭和49(1974)年の三菱重工ビル爆破事件を契機として、昭和55(1980)年に「犯罪被害者等給付金支給法」が公布(翌年に施行)され、故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた人の遺族や身体に後遺障害が残った人に対し、国が給付金を支給する「犯罪被害給付制度^{*1}」が発足して被害者等への経済的支援が始まるなど、施策が本格的に展開されるようになりました。

その後、警察庁は、平成8(1996)年2月に「被害者対策要綱」を策定し、全国の警察において、「被害者連絡制度^{*2}」や「性犯罪捜査員(女性警察官)の運用」など、被害者等の心情に配慮した各種被害者対策を推進しました。また、検察庁も、平成11(1999)年4月から被害者等の求めに応じて、事件の処分状況を通知する「被害者等通知制度」を開始しました。

こうした犯罪被害者等を支援する動きの中で、これまで被害者等に対する刑事手続上の処遇が必ずしも十分ではなかったことから、刑事手続における被害者等に対する適切な配慮とその権利保護のための法整備が求められてきました。

また、いわゆるストーカー事件や児童虐待事件に対処する法律等の早期制定も求められてきました。

平成12(2000)年5月に、「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律」が成立し、被害者等の意見陳述制度の導入、検察審査会への申立権者の範囲の拡大等が行われ、被害者等が刑事手続へ参加

*1 「犯罪被害給付制度」には、故意の犯罪行為により、亡くなられた被害者の第一順位の遺族に支給される遺族給付金、重傷病(加療1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病(P T S D等の精神疾患については、加療1か月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病))を負った被害者本人に負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分が支給される重傷病給付金、障害(障害等級:第1級~第14級)が残った被害者本人に支給される障害給付金がある。

*2 「被害者連絡制度」とは、被害者や家族の希望により、被害者連絡員に指定された警察官等が、犯人を逮捕したことや、犯人は誰なのか、犯人の起訴・不起訴などの処分はどうなっているのか、といったことを捜査に支障のない範囲でお知らせする制度

する機会が拡充されました。

また、平成12年5月には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」及び「児童虐待の防止等に関する法律」が、平成13(2001)年4月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、それぞれ新たに制定されました。

このような取組が成果を上げた一方で、依然として犯罪被害者等の置かれた状況は深刻で、様々な困難に直面して苦しんでいるという現実があり、また、犯罪等の発生が跡を絶たず、国民の誰もが被害者等になる可能性が高まっているという状況がありました。

このようなことから、被害者等の視点に立って、一日も早く心身の回復とともに平穏な生活に戻ることができるよう、施策を新たな段階に進める必要が生じてきたのです。

そこで、平成16(2004)年12月、犯罪被害者等が直面している困難な状況を開示し、その権利利益の保護を図るため、国の各府省庁が被害者等のための施策に横断的に取り組み、総合的かつ計画的に推進していくための基本構想を示した「犯罪被害者等基本法」が制定され、平成17(2005)年4月に施行されました。

(2) 基本法の概要

基本法は、第1条で目的を定めており、

- ①犯罪被害者等のための施策に関し、
- ②基本理念を定め、
- ③国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、
- ④犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること

等により、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって権利利益の保護を図ることとして、権利利益を保護することが目的であることを明記しています。

また、第3条では、第1条を受けて基本理念を定めており、

- ①すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること
- ②犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとすること

③犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとすることとしています。

さらに、第11条から第23条までにおいて、次のとおり、国及び地方公共団体が行う基本的施策を定めています。

- ①相談及び情報の提供等
- ②損害賠償の請求についての援助等
- ③給付金の支給に係る制度の充実等
- ④保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- ⑤犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保
- ⑥居住及び雇用の安定
- ⑦刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等
- ⑧保護、捜査、公判等の過程における配慮等
- ⑨国民の理解の増進
- ⑩調査研究の推進等
- ⑪民間の団体に対する援助
- ⑫意見の反映及び透明性の確保

基本法では、政府は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策に関する事項（総合的かつ長期的に講ずべき被害者等のための施策の大綱及びその他被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項）についての基本的な計画を定めなければならぬこととされました。

これを具体化したものが、平成17(2005)年に策定された「犯罪被害者等基本計画」(以下「基本計画」という。)です。

2 基本計画策定まで

(1) 経緯

基本法の施行に伴い、政府は基本計画を策定することになり、内閣府に置かれた「犯罪被害者等施策推進会議^{*1}」(事務局：内閣府犯罪被害者等施策推進室)が、基本計画の案を平成17年12月を目途に作成する

※1 「犯罪被害者等施策推進会議」とは、会長（内閣官房長官）及び委員10人以内をもって組織し、委員には、内閣総理大臣が指定する国務大臣及び犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者が充てられている。また、専門の事項を調査させるため、関係行政機関の職員及び有識者のうちから専門委員を任命することができるとされている。

こととし、その検討のため、同会議の下に、有識者委員とすべての専門委員を構成員とする「犯罪被害者等基本計画検討会^{※1}」を開催することになりました。そして、平成17年4月から同年11月まで計11回の検討会を開催し、同年12月27日に、「犯罪被害者等基本計画」として閣議決定されました。

(2) 基本計画の概要

基本計画では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利利益の保護を図るという目的を達成するため、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものとして、以下のとおり四つの「基本方針」を設定しました。

- ①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。
- ②個々の事情に応じて適切に行われること。
- ③途切れることなく行われること。
- ④国民の総意を形成しながら展開されること。

また、基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の広範囲・多岐にわたる具体的な要望を基に策定されましたが、それらを整理する中で、大局的な課題として浮かび上がってきたものを、以下のとおり五つの「重点課題」として設定しました。

- ①損害回復・経済的支援等への取組
- ②精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- ③刑事手続への関与拡充への取組
- ④支援等のための体制整備への取組
- ⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

基本計画には、四つの「基本方針」、五つの「重点課題」の下、今後新たに取り組むもの又は既存の取組を更に充実させるものとして、258の施策（うち、再掲分40）が盛り込まれています。

個々の施策については、実施可能なものは速やかに実施することとされ、検討を要するものについては、検討の方向性を明示し原則1年内に、大きな制度改正又は財源の確保を必要とするものは2年内（例外的に3年内）に結論を出し、その結論に従った施策を実施することを方針とするなどして、明確な期限の設定と方向性の明示により、できる限り迅速な施策の実施を目指すこととされました。

※1 「犯罪被害者等基本計画検討会」は、有識者及び関係府省庁局長級職員により構成されている。

3 基本計画策定後

基本計画に基づき、平成18(2006)年4月1日に、犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給要件の緩和や支給対象期間の延長など、支給範囲等が拡大されました。

平成19(2007)年6月15日には、これまで二つに分かれていた更生保護^{*1}に関する基本的な法律の内容を整理統合し、一つの新たな法律とした「更生保護法」が公布され、加害者の仮釈放審理及び少年院からの仮退院審理において犯罪被害者等から意見を聴取する制度、保護観察対象者に対して被害者等の心情を伝達する制度等が導入されました。

平成19年6月27日には、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が公布され、被害者等が刑事裁判に参加することができる制度や損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用することができる制度等が創設されました。

また、基本計画の施策のうち、「経済的支援のあるべき姿」、「途切れることない支援等のための体制作り」及び「民間団体に対する財政的援助の在り方」については、犯罪被害者等施策推進会議の下に設置された三つの検討会^{*2}において検討が重ねられ、平成19年11月には、各検討会の最終取りまとめが「犯罪被害者等施策推進会議」に報告され了承されました。

最終取りまとめにおける主な内容として、

「経済的支援に関する検討会」では、

- ①犯罪被害者等給付金の抜本的拡充（最高額を自動車損害賠償責任保険並みの金額に近づけるとともに最低額も引き上げる、平均年収の低い若年層の重度後遺障害者や扶養の負担の多い遺族に手厚く支給する等）、
- ②精神的被害に対する高度医療を受けやすくするための診療報酬の検討、
- ③被害者等が刑事裁判に参加する場合の公費による弁護士選任、「支援のための連携に関する検討会」では、
 - ①犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）の作成・備付け、
 - ②被害者等の負担軽減のための「犯罪等被害申告票（仮称）」の作成、

※1 「更生保護」とは、犯罪や非行をした人が同じ過ちを繰り返さないよう、地域社会の中で通常の社会生活を営みながら、健全な社会の一員として円滑に立ち直ることを支援するため、指導監督や援護等を行う制度のこと。

※2 「三つの検討会」は、「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」及び「民間団体への援助に関する検討会」である。

「民間団体への援助に関する検討会」では、
①犯罪被害者等早期援助団体^{*1}などの民間団体への援助拡充、
②地方公共団体の取組強化を支援するためのモデル事業等の実施、
が、それぞれ提言されています。
今後、各検討会における最終取りまとめの内容を踏まえて、施策の具体化に向けた取組がなされていくものと思われます。

4 民間被害者支援団体等の動き

犯罪被害者等給付金支給法により、犯罪被害者等への経済的支援が始まりましたが、平成3(1991)年に開催された「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」において被害者遺族から、特に精神的援助の必要性が指摘されたことなどから、平成4(1992)年3月、被害者等の精神的ケアなどを目的とする「犯罪被害者相談室」が東京医科歯科大学に開設されました。その後、民間の被害者支援団体が各地で開設され、全国で被害者支援活動を実施しています。

これらの民間被害者支援団体の一部は、平成10(1998)年5月に「全国被害者支援ネットワーク^{*2}」を結成し、組織間の協力関係を深めるほか、平成11(1999)年5月には「犯罪被害者の権利宣言^{*3}」を発表しています。

また、東京においては、犯罪被害者等の悲惨な状況を改善し、より早く、より適切な支援活動を行うために、平成12(2000)年4月、多くの人たちの支援と協力を得て「犯罪被害者相談室」を発展的に改組した「社団法人被害者支援都民センター」(以下「都民センター」という。)が設立されました。

都民センターは、「犯罪等の被害者及び遺族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者の被害の回復及び軽減に資する」ことを目的として設立された公益法人です。

平成14(2002)年5月には、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法

-
- ※1 「犯罪被害者等早期援助団体」とは、都道府県公安委員会が犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認める非営利法人。平成13(2001)年4月、犯罪被害者等給付金支給法が抜本的に改正されて、指定することができることとされ、平成14年4月1日から施行された。犯罪被害者等早期援助団体の行う事業は、被害者等に対する援助の必要性に関する広報活動及び啓発活動、犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助、犯罪被害等に関する相談、物品供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等の援助
 - ※2 「全国被害者支援ネットワーク」は、犯罪被害者等に対する支援活動を行う団体及び法人間の連携と相互協力を通じて、被害者等に対する支援事業を効果的に推進するとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復と軽減に資することを目的に設立され、平成19年10月1日現在、45都道府県46団体が加盟している。
 - ※3 「犯罪被害者の権利宣言」では、公正な処遇を受ける権利、情報を提供される権利、被害回復の権利、意見を述べる権利、支援を受ける権利、再被害からまもられる権利、平穏かつ安全に生活する権利を宣言している。

律」に基づき、東京都公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されました。このことにより、事件を取り扱った警察は、その事件の被害者等に対して支援が必要と判断した場合に、被害者等の同意を得て、都民センターへ情報を提供し、都民センターは被害者等に対して早期の回復に向けた支援を行うことが可能となりました。

東京の三つの弁護士会では、平成11(1999)年7月、第一東京弁護士会に「犯罪被害者保護に関する委員会」、同年11月、東京弁護士会に「犯罪被害者に関する特別委員会」、平成12(2000)年3月、第二東京弁護士会に「犯罪被害者支援センター運営委員会」をそれぞれ設置し、また、犯罪被害者等のための窓口を開設して、支援に取り組んできました。平成19(2007)年4月1日からは、三つの弁護士会が共同して被害者等からの電話相談を行っています。

平成13(2001)年から、犯罪被害者等のための弁護士費用の立替えなどの援助事業である「犯罪被害者法律援助事業」が、財団法人法律扶助協会東京都支部によって開始されました。その後、財団法人法律扶助協会の廃止に伴い、日本弁護士連合会が事業の実施主体になっていましたが、平成19年10月からは、日本司法支援センター^{※1}(愛称:法テラス)に委託して実施しています。

※1 「日本司法支援センター」は、総合法律支援法に基づき、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことの目的として、平成18(2006)年4月10日に独立行政法人の枠組みに従って設立され、同年10月2日に業務を開始している。主な業務内容は、情報提供業務、民事法律扶助業務、犯罪被害者支援業務、司法過疎対策業務、国選弁護関連業務である。

第3章 犯罪等及び犯罪被害者等の現状

1 犯罪等の現状

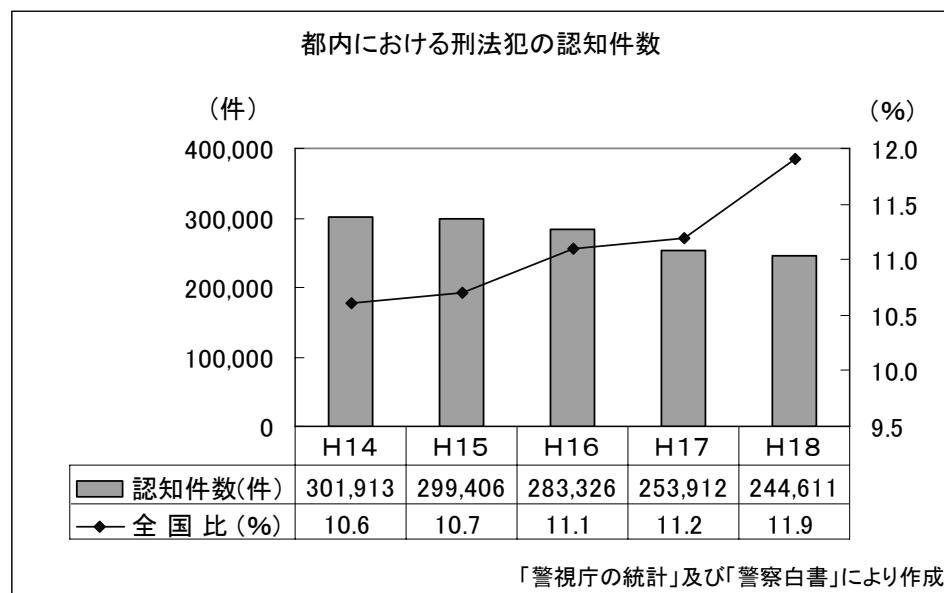
(1) 刑法犯の認知件数

全国における刑法犯の認知件数は、平成14(2002)年まで7年連続して戦後最多を記録していましたが、平成15(2003)年以降減少に転じ、平成18(2006)年は前年に比べ、9.6%(218,443件)減の2,050,850件となっています。

都内における刑法犯の認知件数についても、平成14年をピークとして減少しており、平成18年は前年に比べ、3.7%(9,301件)減の244,611件となっています。

しかし、都の認知件数は全国の都道府県の中で最も多く、また、全国の認知件数に占める都の割合は1割以上を占めており、平成14年以降、毎年、微増となっています。人口10万人当たりの犯罪発生件数でみても、都は約1,945件と全国第6位となっており、都内における犯罪発生の水準は依然として高いものがあります。

都が毎年実施している「都民生活に関する世論調査」の「都政への要望」では、平成16(2004)年から平成19年まで4年連続で「治安対策」が第1位となっており、治安に対する都民の不安は依然として高くなっています。

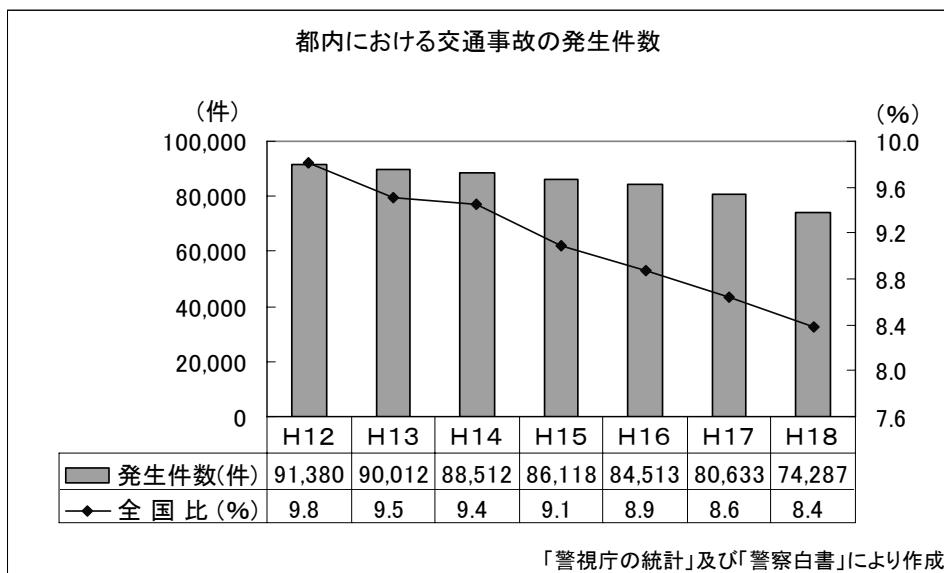


(2) 交通事故の発生件数

全国における交通事故の発生件数^{*1}は、平成12(2000)年に90万件を超える、その後も90万件台で推移していましたが、平成17(2005)年から減少に転じ、平成18(2006)年は前年に比べ5.0%(46,964件)減の886,864件と、90万件を下回りました。

都内における交通事故の発生件数は、平成12年から毎年減少しており、平成18年は前年より7.9%(6,346件)減の74,287件となっています。

しかし、平成18年の都における発生件数は全国の都道府県の中で最も多く、また、全国の発生件数に占める都の割合は、平成12年以降、毎年、微減となっているものの、交通事故による負傷者数も全国最多の84,117人であり、死者数も263人となっています。

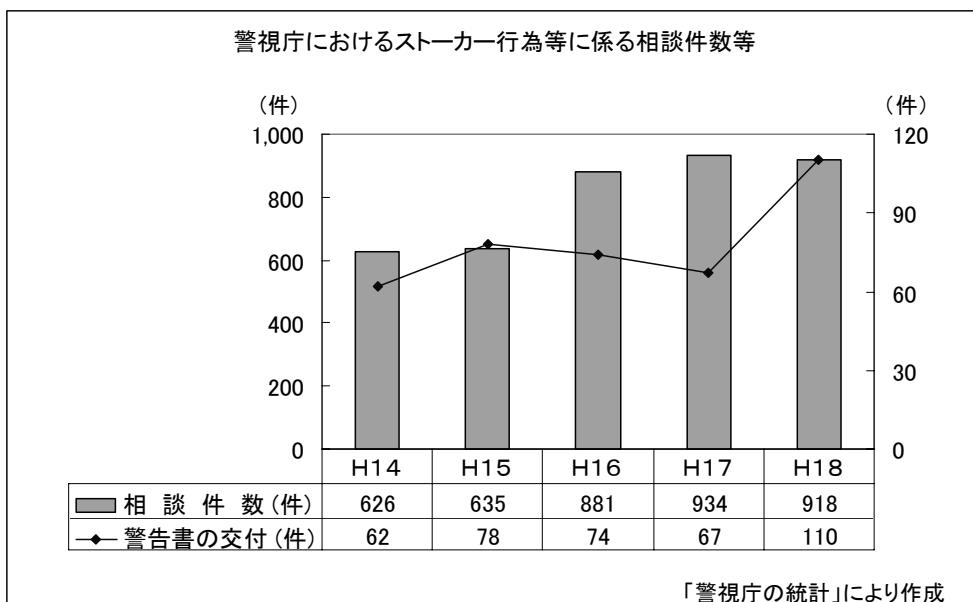


(3) ストーカー行為等に係る相談件数等

警視庁における平成18年のストーカー行為等に係る相談件数は、前年に比べ1.7%(16件)減の918件ですが、2年続けて900件を超える状況となっています。また、警告書^{*2}の交付は、前年に比べ64.2%(43件)増の110件と大幅に増加しています。

*1 「交通事故の発生件数」は、ここでは人身事故の発生件数に限る。

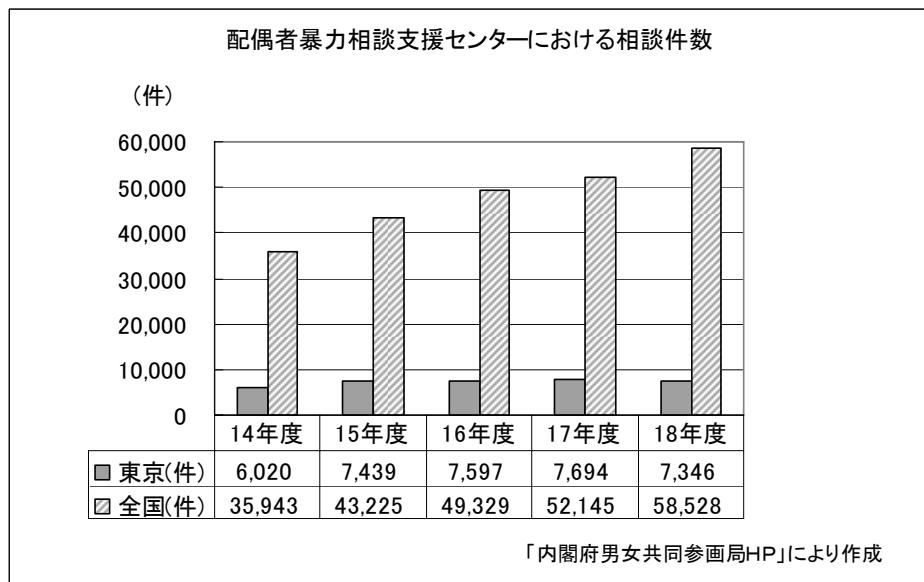
*2 「警告書」とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」第4条に基づき、被害者からの申出に応じて、つきまとい等を繰り返してはならないことを警告するため、当該行為者へ交付するもの。

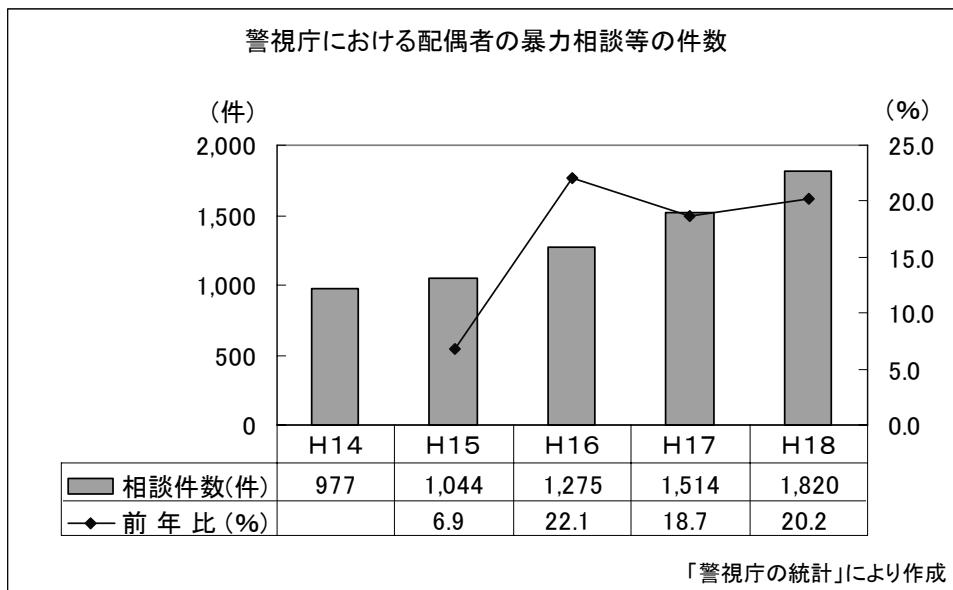


(4) 配偶者からの暴力に関する相談件数

全国の配偶者暴力相談支援センターにおける平成18年度の相談件数は、前年に比べ12.2%（6,383件）増の58,528件で、センターの業務が開始された平成14（2002）年度から毎年増加しています。

都における平成18年度の相談件数は、前年に比べ4.5%（348件）減の7,346件ですが、全国の都道府県の中では最も多く、また、警視庁における平成18年の配偶者からの暴力相談等の件数は、前年に比べ20.2%（306件）増の1,820件となっています。

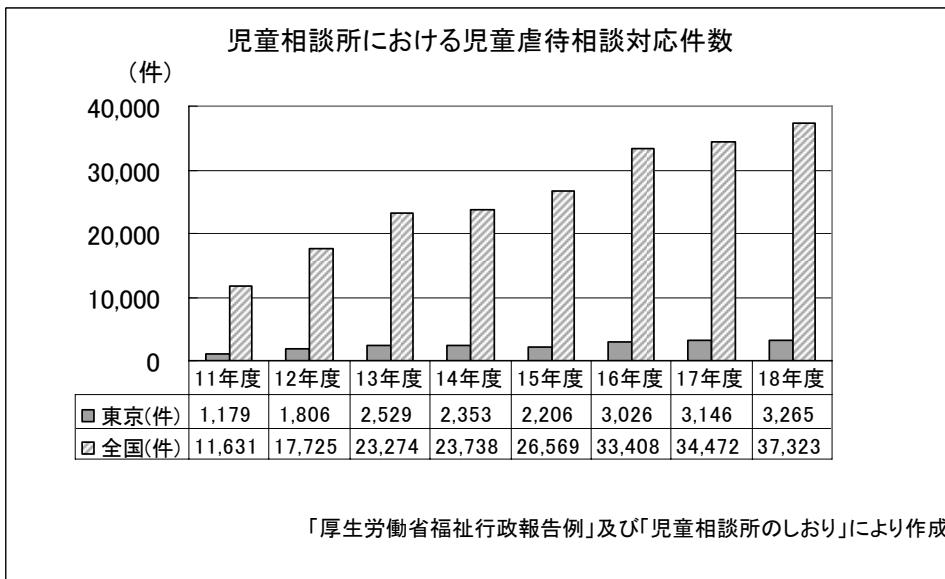




(5) 児童虐待に関する相談対応件数

全国の児童相談所における平成18(2006)年度の児童虐待相談対応件数は、前年に比べ8.3%(2,851件)増の37,323件で、「児童虐待の防止等に関する法律」施行前の平成11(1999)年度に比べ約3倍強と、年々増加しています。

都の児童相談所における平成18年度の相談対応件数は、前年に比べ3.8%(119件)増の3,265件となっています。



2 犯罪被害者等の現状及び要望

犯罪被害者等の方々の多くは、犯罪等により、生命を奪われ、身体を傷つけられ、財産を奪われるといった直接的被害により、多大な損害を被り経済的に困窮するだけでなく、その他様々な困難に直面しています。

(1) 具体的な状況

ア 損害賠償請求の負担・その他経済的被害

○ 犯罪被害者等の方々が受けた被害について、それを金銭的に回復するには、自ら損害賠償請求を行わなければなりません。しかしながら、損害賠償請求に伴い加害者と向き合うことは、既に傷つき疲労している身体・精神に更なる負担を与えることにもなります。

また、損害賠償請求のための訴訟には多額の費用と多くの労力・時間が必要なこと、訴訟に関する知識がないこと、自分一人では証拠が十分に得られないこと、加害者の所在等の情報が不足していること、加害者に住所等を知られることに不安があることなど、多くの困難に直面します。そのために、損害賠償請求することをためらうことも少なくありません。

さらに、自ら加害者に損害賠償請求を行っても、相手に賠償能力がないこと等から十分に損害の回復ができないことがあります。

○ 被害者等は、主たる生計者である働き手を失ったことによる収入の途絶や減少、長期の療養のための費用負担等により、将来にわたって経済的に困る場合が少なくありません。

○ 被害者等の中には、自宅が事件現場となったことや耐え難い精神的な苦痛を受けること、その他犯罪被害による様々な要因によって居住できなくなり、転居せざるを得なくなる人が少なくありません。

また、ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) と一般的にいわれている「配偶者からの暴力」(以下、この計画においては「DV」という。) のように、本人保護のため自宅以外に居住場所が必要になる場合もあります。

○ 被害者等は、精神的・身体的被害により、やむを得ず以前に比べて仕事の能率が低下したり、対人関係に支障が生じたり、治療のための通院や裁判への出廷等のために欠勤したりすることがあります。

しかしながら、雇用主や職場に知識や理解がないため、仕事を辞

めざるを得ない場合が少なくないと指摘があります。

イ 精神的・身体的被害

○ 身体に被害を受けた犯罪被害者の方々の場合、長期にわたり治療が必要であったり、重い後遺障害を負うことが少なくありません。

また、生命・身体の被害だけでなく、同時に、遺族や家族を含めて精神的被害を受けている人も多数に上ります。

さらに、性犯罪の被害者を始め、重度のP T S D（心的外傷後ストレス障害）^{※1}等の精神的後遺症に苦しんでいる人も多いと考えられます。

○ 被害者等は、暴力団員によるいわゆる「お礼参り」や、ストーカー行為、D V、児童虐待などの反復の場合に限らず、再び自分に危害が加えられるのではないかと不安を抱いています。

○ 被害者等は、犯罪等による被害を受けた後、保護、捜査、公判などの手続の過程や治療、回復の過程で、かかわらざるを得ない様々な関係機関の担当者等から、被害者等の置かれている状況等を理解されず、心無い言動を受けるなど配慮に欠けた対応をされることによる被害（二次的被害）を受けることがあります。

都民センターが被害者遺族を対象に実施した調査^{※2}においても、87.3%の人が、二次的被害を受けたことがあると回答しています。

ウ 刑事手続における負担等

○ 犯罪被害者等の方々は、被害を受けた事件の捜査・公判などの刑事に関する手続等の過程で、精神的・時間的負担を負うにもかかわらず、望むような情報が得られるわけではなく、かけがえのないものを奪った犯罪等の真実を必ずしも知ることができず、また、望むような関与もできないこと等により、疎外感・無力感に苦しむことがあります。

「事件の当事者」であるにもかかわらず「証拠」として扱われるに過ぎず、当事者にふさわしい扱いを受けていないという指摘もある

※1 「P T S D（心的外傷後ストレス障害）」とは、一般に、犯罪や事故による被害、自然災害、戦争被害、家族や友人の死などの個人では対処できない衝撃の大きな出来事を経験することによって生じる、精神障害のこと。事件等の苦痛な記憶が繰り返しよみがえったり、事件等を思い出させる行為や状況の回避、睡眠障害やびくびくしたりする状態が長期間にわたって続くなどの持続的な症状が生じる。

※2 「調査」は、(社)被害者支援都民センターが、平成18(2006)年11月から12月までにかけて、被害者遺族110人を対象に実施したアンケートのこと。

ります。

エ 支援体制等の未整備

- 犯罪被害者等の方々は、被害を受けた直後から、保護、診療、葬儀、告訴、事情聴取などの捜査への協力、公判への証人等としての出廷、公判の傍聴、損害賠償の請求、民事訴訟の提起・遂行、犯罪被害者等給付金の申請、福祉制度の利用のための申請、各種保険制度の給付申請、被害者支援団体への支援の要請など、様々な場面に遭遇し、その都度、自ら判断し行動しなければなりません。

しかし、多くの被害者等は、十分な経験や知識がなく、どうすればよいのか困惑するといわれています。

また、性犯罪や家庭内の暴力に係る被害者等の中には、被害そのものを明らかにできないため、捜査機関等とのかかわりすら持てず、相談や支援を要請する方法も分からずに、困難な状況に陥っている人もいるといわれています。

- 被害者等を適切に支援していくためには、その心理、置かれている状況を正確に理解するだけでなく、心身の健康を回復させるための方法等に関する専門知識や技能が求められます。

しかしながら、支援に携わる人たちには、熱意はあっても必要な知識・技能が不足していることがあり、適切な支援が十分にできない場合があるとの指摘があります。

オ 周囲の人たちの無理解等

- 犯罪被害者等の方が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体が十分に施策を行うだけでなく、地域のすべての人たちの理解、配慮、協力が重要です。

しかしながら現状は、「落度があったから被害に遭った」というような周囲の人たちの心無いわきや中傷、マスメディアの過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されたり、孤立感に苦しむことも少なくありません。

カ 加害者に比べて不十分な権利利益の保護

- 加害者である被疑者・被告人の権利は憲法上に規定されており、国選弁護費用約77億6千万円（平成16（2004）年度支給実績）を

始め、平成18(2006)年度予算では、拘置所、刑務所、少年院等の食費、医療費等で、年間約706億円もの国費が当てられています。

それに対して犯罪被害者等は、一部の被害者等に対して、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に基づき国から給付金が支給されますが、平成18年度に支給された金額は約12億7,200万円となっており、加害者に比べて、被害者等への支給費用は極めて少額です。

収容等に係る諸費用等について

	平成18年度予算額
○ 収容等に係る諸費用	515億8859万7千円
拘置所、刑務所及び少年刑務所収容に要する費用(※1)	384億5778万1千円
少年院及び少年鑑別所収容に要する費用(※1) ・ 少年院 ・ 少年鑑別所	30億 407万7千円 11億1712万6千円
保護観察に要する費用	90億 961万3千円
○ 受刑者に対する作業報奨金の年間支払総額(※2)	20億6576万3千円
○ 国選弁護に要する費用 [平成16年度支給実績]	77億6140万6千円
国選弁護人報酬及び旅費の支出実績(※3) ・ 国選弁護人報酬 ・ 国選弁護人旅費	70億5973万7千円 7億 166万9千円
○ 被留置者食糧費、被留置者医療委託費等の留置に要する経費(※4)	91億8925万9千円
総 計	706億502万5千円

※1 予算額は、被収容者の収容に直接関係する収容費を計上している。

※2 受刑者1人当たりの作業報奨金の平均総支給額：6万8,856円

※3 国選弁護人は、すべての犯罪に係る刑事公判手続において選任されるものであり、金額には、被害者がいない犯罪に係る事件におけるものも含まれている。具体的な犯罪類型ごとの国選弁護人にかかる費用については、把握していない。

※4 都道府県警察に対する補助金及び検察送致後の留置に要した費用の償還金

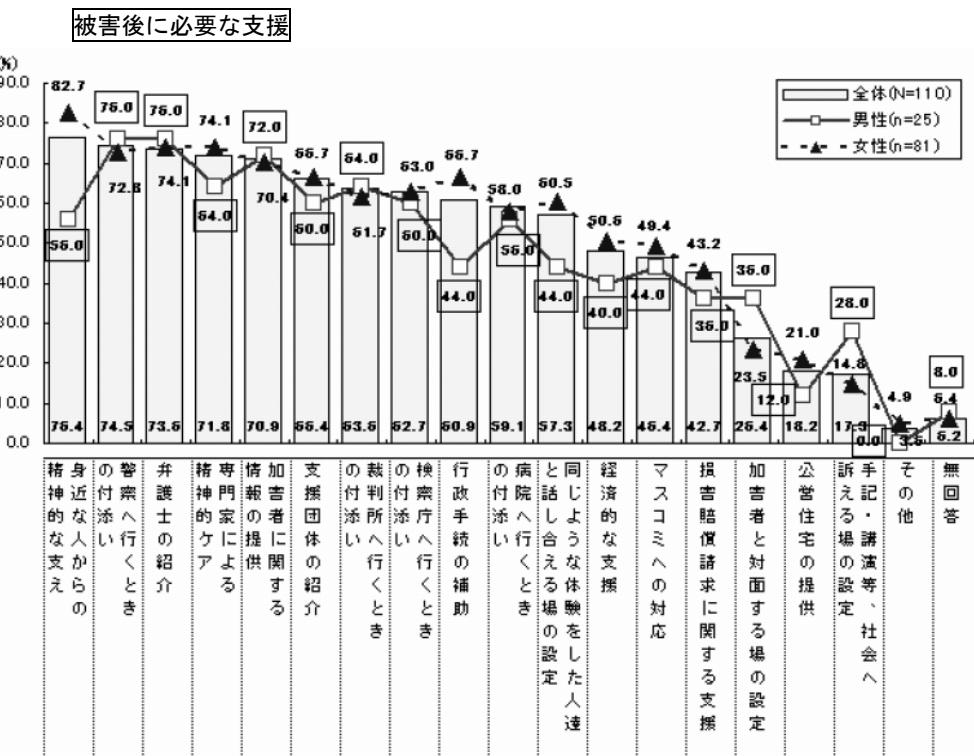
(内閣府「経済的支援に関する検討会」資料より)

(2) 要望

犯罪被害者等の方々は、(1)で述べた状況に置かれていることから、経済的支援の不足、医療・福祉サービスの不足、刑事手続における扱いへの不満、二次的被害の訴え、民間を含めた支援体制や国民・マスコミ等周囲からの理解の不足などの不満を持っています。

このため、基本計画の策定に当たって、損害回復・経済的支援等、精神的・身体的被害の回復・防止、刑事手続への関与拡充、支援等のための体制整備、国民の理解の増進と配慮・協力の確保など、種々の要望が寄せられました。

また、犯罪被害者支援団体へのヒアリングや都民センターの調査においても、情報提供、精神的支援、付添いなどの要望が挙げられています。



(社) 被害者支援都民センター「今後の被害者支援を考えるための調査報告書」より

3 犯罪被害等に関する国民、都民の意識

犯罪被害は、ある日、突然、理不尽に誰にでも起こり得ることです。

しかし、世間では犯罪被害者等は社会の例外的存在であって自分たちとは関係がないという誤った認識や、被害者等は特別に公的に守られ、尊重され、加害者からの弁償に加えて十分な支援が受けられており容易に被害

から回復できているという誤解があります。

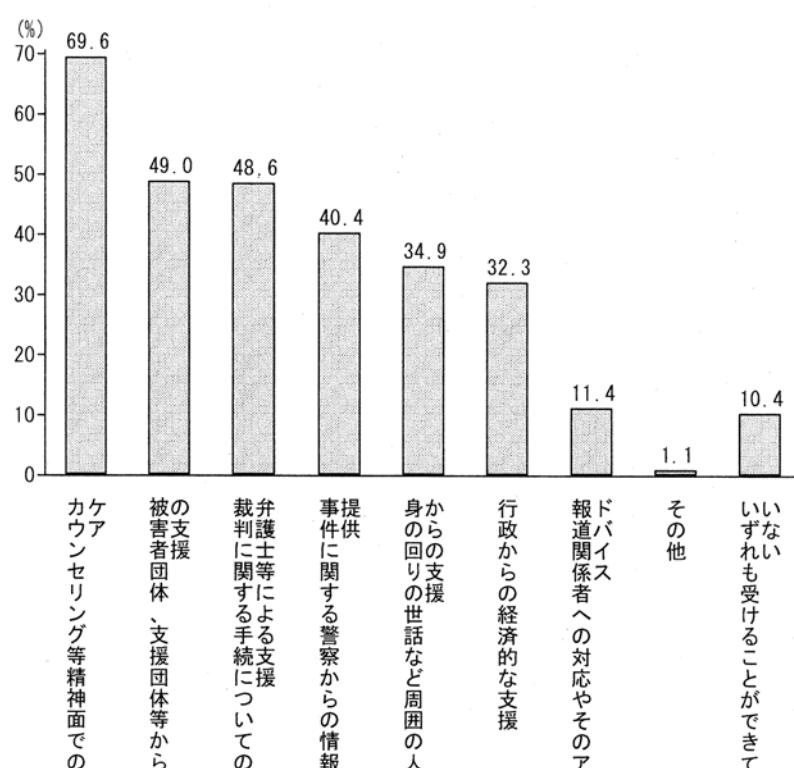
こうした認識の誤りもあり、被害者等に対する支援についての社会的関心は高いとはいえません。

平成19(2007)年5月に内閣府から公表された「犯罪被害者等に関する国民意識調査^{*1}」においても、犯罪被害者等の置かれた立場は深刻であり、大変であるとの見方をする人が大半を占める一方、基本法について理解している人は極めて少なく、国民の知識・理解は不足しているといえます。

また、国民には、多様な支援を受けていると考えている人が多くいますが、犯罪被害者等自身は、支援を受けることができないと感じており、支援に対する考え方にはギャップがあります。特に、カウンセリングなどの精神面でのケアについては、国民の69.6%が支援を受けていると考えていますが、受けることができたとする被害者等の回答は11.9%でした。

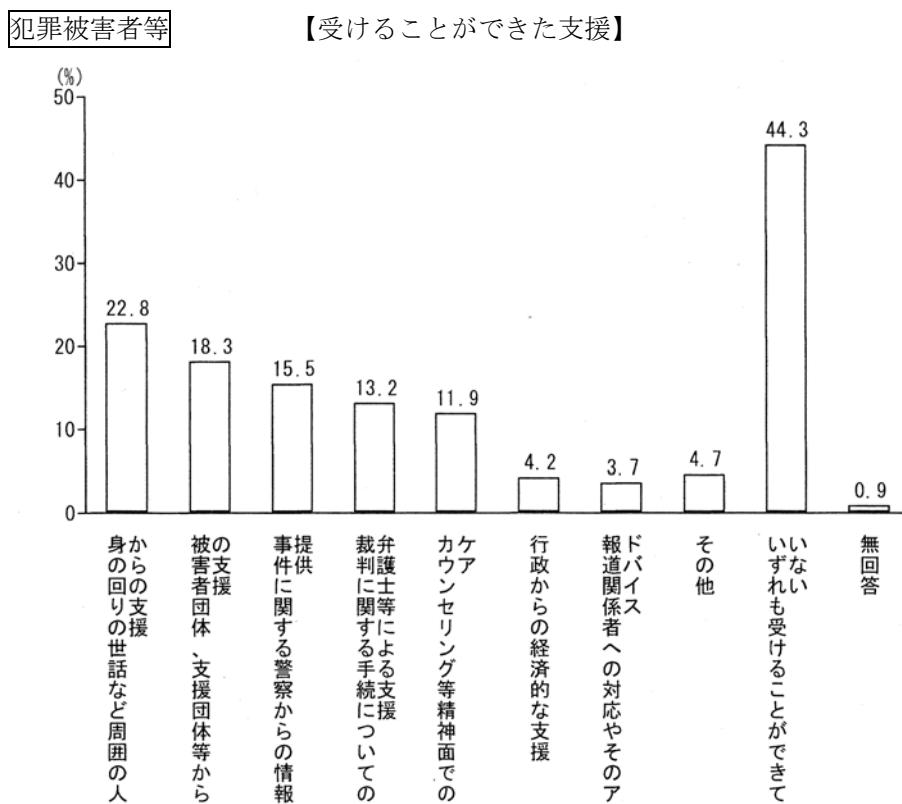
国民

【犯罪被害者等が受けることができていると思う支援】



内閣府「犯罪被害者等に関する国民意識調査」より

*1 「犯罪被害者等に関する国民意識調査」は、基本計画に基づき、犯罪被害者等の置かれた状況や二次的被害に関し、国民を対象として意識調査を行ったものであり、国民5,331名、犯罪被害者等1,098名の計6,429名から有効回答を得た。



内閣府「犯罪被害者等に関する国民意識調査」より

都が平成19年6月に実施したインターネット都政モニターアンケート^{*1}「犯罪被害者について」の調査では、我が国における犯罪被害者等の権利擁護、保障等については、87.8%の人が不十分だと思うと回答しており、加害者の権利の方が保護されているとの自由意見が多数寄せられました。

また、89.6%の人が日常生活の中で犯罪に遭い被害を受けるかもしれないという「不安」を感じると回答し、特に、家族など身の回りで犯罪被害に遭った人がいる場合は、96.8%の人が犯罪被害を受けるかもしれないという「不安」を感じています。

しかし、基本法や犯罪被害給付制度など現在行われている支援策について、内容を知っている人は少数であり、犯罪被害等に関する情報や知識は不十分であると考えられます。

*1 「インターネット都政モニター調査」とは、インターネットが使える20歳以上の都内在住者を対象に、性別、年代、地域等を考慮して500人をモニターに選任し、都政の課題等に関する意見・要望を把握するために実施しているアンケートのこと。
なお、本文中の調査については、491人から回答を得た。

第4章 都の取組

1 これまでの取組

(1) 基本法制定以前の取組

都においては、これまで警視庁を中心に、犯罪被害者等の方々からの相談等に対して、所管している事業を活用することで対応してきました。

平成8(1996)年9月に、警視庁は「犯罪被害者対策室」を設置し、被害者支援に取り組むとともに、平成9(1997)年12月には、警視庁が事務局となり、都の各機関を始め関係機関や団体が連携する「東京都犯罪被害者支援連絡会^{*1}」を設立しました。

これは、被害者等が抱える問題を解決するためには、被害者支援にかかるわりを持つ多くの機関・団体が相互に協力、連携することが不可欠であるとの認識から、これらの機関等が一体となった被害者支援ネットワークを構築し、相互に協力、連携して被害者に対する支援活動を効果的に推進することを目的とするものです。

その主な活動内容は、支援等に関する情報交換、相互協力、普及啓発・広報、その他被害者支援等に必要な活動等です。その一環として、平成13(2001)年3月、被害者支援の一層の充実を図るため、被害者等に対する相談・助言のマニュアルとして、被害者等への対応方法等を記載した「犯罪被害者支援ガイドブック」を作成し、支援活動に従事している関係者に配布しました。

平成12(2000)年11月、都は、「東京を活力があり人々が安心して暮らせる都市とし、また、世界中の人々を惹きつける魅力ある国際都市東京をつくるために、人間の存在と尊厳を守る人権施策を総合的に推進するための指針」として、「東京都人権施策推進指針～東京ヒューマン・ウェーブ21の展開」を策定しました。この指針の中では、「犯罪被害者やその家族」について、東京における人権課題の一つとして位置付け、その施策の推進に取り組んでいくこととしています。

個別具体的な事案に対する取組としては、まず、DVに対して、平成14(2002)年4月に全面的に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、東京ウィメンズプラザ及び女性相談センターが、相談や自立のため

*1 「東京都犯罪被害者支援連絡会」には、警視庁、都の機関を始め、東京地方検察庁、東京都特別区福祉事務所長会、日本司法支援センター東京地方事務所、社団法人東京都医師会、社団法人被害者支援都民センター、東京の三つの弁護士会、東京保護観察所など、39機関・団体が参加している。

の支援等をネットワークを組みながら実施しています。

また、児童への虐待に対して、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、都内11か所の児童相談所において、早期発見、一時保護等を関係機関、区市町村と連携して実施しています。

その他、「医療機関向け犯罪被害者支援マニュアル」の作成や「人権教育プログラム（学校教育編）」の実施等にも取り組んでいます。

（2）基本法制定後の取組

ア 対応窓口の設置等

平成18（2006）年6月に、都における犯罪被害者等支援に関する対応窓口を総務局人権部に設置するとともに、関係各局にも担当の窓口を設置しました。

また、今後、都が支援策を検討するために、同年10月には、庁内各局に対し現在取り組んでいる支援に関する事業について調査を行うとともに、民間団体へのヒアリングを行いました。

さらに、平成19（2007）年6月には、インターネット都政モニターアンケートで犯罪被害者等に関する都民の意識等の調査を実施しました。

イ 推進体制の整備等

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、支援のための計画の策定と連携体制の構築等について検討することとし、平成19年4月に、総務局理事（人権担当）を委員長として、警視庁及び庁内関係各局の部長級職員をメンバーとする「東京都犯罪被害者等支援推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置して、全庁的な支援体制を整えました。

推進会議は、

- ①犯罪被害者等の支援に関する基本的な方針に関すること
- ②犯罪被害者等の支援に関する総合的調整及び施策の推進に関すること
- ③その他犯罪被害者等支援に関して必要な事項に関するこことを所管しています。

推進会議の下に「支援プランに関する検討部会」、「支援の連携に関する検討部会」の二つの検討部会を設置し、計画の策定、連携体制の構築等について検討を行ってきました。

2 今後の取組

(1) 重点的に取り組んでいく事項

これまで述べてきた犯罪被害者等の方々の置かれた状況、要望及び被害者等に関する調査結果等から、都の施策の現状をみると、以下のような問題点があります。

- ①都を始めとする行政機関等が行っている様々な支援施策に関する必要な情報が、被害者等に届いていないため、被害者等が施策を適切に活用することができていない。
- ②被害者等に固有の問題に対する施策（専門的な相談等を受ける一次的な相談窓口の設置、一時的な居住場所の確保、精神的ケアの実施等）が不十分である。
- ③支援策は多岐にわたっているが、庁内各局等がそれぞれ別々に実施しており、また、他の関係機関、区市町村、民間団体との連携体制も不十分である。

このため、都としては、犯罪被害者等の自立を支え、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで途切れることなく支援していくための仕組みづくり及び効果的な支援策の構築について、以下の取組を進めています。

- ①被害者等の相談を真摯に受け止め、個々の被害者等に適した、きめ細かい様々な支援の提供とそれを行う調整窓口の設置
- ②新たな支援策の構築
- ③被害者等の立ち直りに向けて、様々な支援施策を途切れることなく提供していくための支援機関相互の連携
- ④被害者等に対する理解、被害者等を支える地域社会のあり方についての理解の促進等

ア 支援のための総合相談窓口の設置

- (i) 犯罪被害者等の方々は、ある日突然、被害者となるため、その衝撃は大きく、日常生活さえ満足にできない状態に陥る一方で、捜査、公判等にかかわるなど、次々に新たな対応も強いられます。

そのため、被害者等の相談を真摯に受け止め、被害者等が抱える問題について、その立場に立って、被害からの回復に必要な情報の提供、その時期に応じた各種支援の提示、助言等を行い、関係機関等との調整に当たる専門的相談員のいる窓口が必要です。

また、被害者等に対する支援は、被害直後から実施することが早期の立ち直りにつながるといわれていることから、被害直後に被害者等に接する警察との連携は重要です。

都内では、平成14(2002)年5月に東京都公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた都民センターにおいて、刑事手続などの知識があり、支援に精通した犯罪被害相談員等が警察からの情報を得て、被害者等からの相談、病院や警察署等への付添いなどの業務を被害直後から行える体制となっています。

都としては、都の支援策を活用し、被害者等に便利で分かりやすい窓口を設置するため、被害者等への支援について実績のある都民センターと協働し、平成20(2008)年度中に、都の総合相談窓口を都民センター内に設置します。

(ii) 総合相談窓口の主な事業は、以下のとおりです。

- ①電話、ファックス、電子メール、手紙による相談及び面接相談
- ②自宅訪問及び病院、警察署、検察、裁判所、都や福祉事務所などの行政機関等への付添いなどの直接的支援業務
- ③犯罪被害者等給付金の申請補助業務
- ④一時的な居住場所の提供
- ⑤精神科医等によるカウンセリング等
- ⑥支援等に関する情報提供

(iii) 総合相談窓口において蓄積した情報やノウハウについては、支援機関相互で共有し活用していくことが、今後の犯罪被害者等への支援を効果的に行うことにつながります。一方で、相談者等の氏名や相談内容などプライバシーに関する情報について、その秘密を保持することは極めて重要です。

このため、支援機関等のネットワーク相互における情報等の共有化と個人情報の厳重な管理の両立が大きな課題であり、今後、国から示されるガイドラインを踏まえ、十分に検討していきます。

イ 支援事業の実施

(ア) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

犯罪被害者等の方々の自宅が事件現場となったことや耐え難い精神的な苦痛を受けること、また、犯人が捕まっていないため、再被害の可能性があることなどにより、自宅での居住が困難になる被害

者等にとって、緊急な一時的に居住できる場所や中期的な居住場所を確保することが必要です。

このような場合、近隣に親族等が居住していれば、そこに一時的に住むことができますが、東京の場合、地方から多くの人たちが働くためや学ぶために来て生活しています。その中には、一人暮らしの人たちも多いのが実態です。そのような人々は、身近に親族等もなく、地域とのつながりも希薄なため、他に一時的に居住できるような場所を確保することが困難です。

東京にはホテルや旅館など民間が経営する宿泊施設が数多くあることから、特に被害直後の居住場所については、都は、こうした施設が加入する業界団体等と連携して、被害者等からの要望にこたえていきます。

- 自宅が犯行現場となった場合など、被害直後に自宅に居住することができない場合で、他に居住するような適当な場所が無い犯罪被害者等の方々に対し、既存の取組のほか、被害者等が早期に立ち直れるよう、平成20(2008)年度から、新たにホテル・旅館業界や宿泊施設を運営している東京都職員共済組合等の協力を得て、一時的に滞在できるホテル等を借り上げて提供します。
- 中期的な居住に関して、既存の施設の活用を含め、居住場所を確保することが早期に可能になるよう、更に検討していきます。

(イ) 精神的な支援

犯罪被害者等の方々は、身体的被害とともに精神的被害も受けますが、被害から早期に回復するためには、できるだけ早期に効果的な専門的ケアを受けることが必要です。東京では、家族関係や近隣関係が希薄なこともあり地域の中で孤立しがちになり、相談する相手も少なく、精神的ケアの必要性は、より高いと考えられます。

東京には、精神科医や臨床心理士等の人数が多いため、被害者等の心的外傷に対して、カウンセリング等を行える環境が整っているといえますが、被害者等への支援に精通した精神科医等は多くないといわれています。

こうしたことから、都は、被害者等が早期に立ち直れるよう、カウンセリング等を受けられる体制を整えていきます。

○ 犯罪被害者等の方々が、心的外傷その他犯罪等により受けた影響から早期に回復できるよう、都の総合相談窓口において、平成20年度から精神科医や臨床心理士等によるカウンセリング等を実施します。

また、総合相談窓口の相談員が、被害者等に対し、より適切なアドバイス等が行えるよう、精神科医等による専門的な助言を行います。

(ウ) 経済的な支援に関する情報提供

主たる生計者を失った犯罪被害者等の方々からは、生活のために当座の資金が必要との要望があります。

これに対して、都を始めとした様々な支援機関等が、被害者等も対象となる一時的な資金の貸付制度を有しています。しかしながら、どのような制度があるのか、どこに行けば借りられるのか等について、必ずしも知られていないのが実態です。

このため、それらの制度について、十分に活用してもらえるよう各種貸付制度に関する情報提供が必要です。

○ 現在実施されている既存の貸付制度や医療費助成事業について、犯罪被害者等の方々がより積極的に利用できるよう、その内容や貸付要件などの情報を幅広く提供するとともに、被害直後に当面必要となる一時的な資金の貸付けなどの経済的支援について、国へ要望していきます。

(エ) 「犯罪被害者等支援の手引（仮称）」の作成等

東京には、都を始めとして、国、区市町村などの行政機関や民間団体などが数多く存在しており、犯罪被害者等を支援するための窓口も複雑多岐にわたっています。そのため、各行政機関や民間団体の職員等は、どこでどのような支援が行われているのか、必ずしも十分に把握していない場合があります。

また、行政機関の職員は定期的に人事異動があるため、窓口の職員が必ずしも支援施策等に関する知識等に精通しているとは限りません。

このように、被害者等に対して支援を行う担当職員が、時として、被害者等が置かれた状況等を理解していないため心無い対応をし、二次的被害を与えたり、また、必要な支援施策についての的確な情

報提供ができないことから、被害からの回復を阻害することもあるため、その対応の改善が必要です。

- 犯罪被害者等に支援を行う機関等の職員が、被害者等に固有の事情や心情等を十分に理解・認識した上で、適切かつ効果的・効率的に支援業務を行えるよう、関係職員向けのマニュアルである「犯罪被害者等支援の手引（仮称）」を平成19（2007）年度末までに作成します。
- 被害者等に対して支援を行う窓口職員等が、手引を十分に活用して、被害者等の心情等に配慮したきめ細かい対応ができるよう、手引作成後速やかに、関係職員等に対して研修を実施します。

ウ 都の各局等、区市町村、民間団体等との連携体制の構築

犯罪被害者等の方々からは、都の組織は、本庁や出先機関を含めて大規模かつ複雑で分かりにくく、警視庁を含めて仕事の担当部署が縦割りかつ細分化されているため、それぞれの支援施策が相互に連携していないといわれています。

また、裁判を始めとする刑事司法関係の事務を所管する国や、生活保護、健康保険、死亡診断書の届出などの事務を所管する区市町村と、都との連携、さらに、数多く存在している民間支援団体と都との連携についても十分にとれていないとの指摘もあり、より一層の連携が必要です。

- 犯罪被害者等の方々が、総合相談窓口を始めとして、どの関係機関を起点としても必要な情報提供・支援等を途切れなく受けることができるなど、被害者等に対して適切な支援を行えるよう、警視庁を含めた都庁内の関係各局がより一層連携するため、関係機関等相互のネットワークを更に充実、強化させていきます。
- 犯罪被害者等の方々にとって最も身近な基礎的自治体である区市町村は、日々の生活に密接に関係する必要かつ有益で多種多様な施策を実施しており、被害者等への支援にとって重要な役割を担っています。
また、民間支援団体等は支援に関する知識や経験が豊富なため、被害者等が置かれた様々な状況に柔軟に対応することができます。

都は、被害者等に対して途切ることのない支援を行うため、これらの機関・団体と、東京都犯罪被害者支援連絡会や警察署等の既存のネットワークを活用するなどして、支援のための連携体制を更に充実、強化させていきます。

エ 都民意識の啓発

東京には、地方から多くの人たちが働くためや学ぶために来て暮らしています。また、少子高齢化等の影響から、いわゆる核家族化がますます進んでいます。こうした実態から、家族関係や近隣関係が希薄で、近隣住民に対する無関心等が顕著になっているといわれます。

しかしながら、ひとたび近隣で犯罪が発生すると、犯罪被害者等に対して特別の目で見ることがあるなど、被害者等に対する誤解や偏見がないとはいえません。

被害者等を地域社会全体で支え、誰もが安全で安心して暮らしていく東京にしていくために、被害者等が置かれている状況等について、都民の理解を深めるための積極的な啓発活動が必要です。

- 教育活動や広報・啓発活動など、あらゆる分野・場面を活用して、犯罪被害者等の方々の置かれている状況、被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等について、都民の理解を深めていきます。
- 犯罪被害者週間^{*1}に合わせて、支援を行っている機関や民間団体等と協力して、講演会やシンポジウムなどの啓発事業を行うほか、「犯罪被害者等を支える東京会議（仮称）」を開催し、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成していきます。

オ その他

- 犯罪被害者等に対する支援は、本来、国において全国統一的に同じ水準で実施されるべきものであることにかんがみ、都は、制度の改正や地方公共団体等への財政的支援等について、国に対して働き掛けていきます。
- 推進会議において、都が行う施策の実施状況等の検証、評価を行うことを検討していきます。

*1 「犯罪被害者週間」は、11月25日から12月1日まで

(2) 取組を進めていく事項

前述の重点的に取り組んでいく事項のほか、都では国の基本計画で設定している五つの重点課題における施策に関し、以下のように取り組んでいきます。

ア 損害回復・経済的支援等への取組

(ア) 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等の方々が損害賠償請求を適切に行うことができるよう、制度等についての情報提供を行うとともに、その方法等について相談に応じたりアドバイスするなどの支援に努めています。

〔主な取組〕

○ 交通事故に係る損害賠償問題等に関して、交通事故相談員による無料相談を実施しています。

また、相談内容によって、交通事故被害者と加害者の間で解決が困難な案件について他機関を紹介しています。（生活文化スポーツ局）

○ 損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した「被害者の手引」を作成し、交付しています。（警視庁）

○ （財）暴力団追放運動推進都民センター及び弁護士会と連携して、暴力団犯罪による被害の回復を支援しています。（警視庁）

(イ) 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

〔取組内容〕

制度の周知徹底や情報提供に努めていくとともに、犯罪被害者等の方々の経済的負担を軽減するため、犯罪被害給付制度の更なる充実や経済的支援の充実等について、国に対する要望等を行っていきます。

〔主な取組〕

○ DV被害者等について、一時費用（転居費、就職支度金等）の貸付けを行っています。（福祉保健局）

- 犯罪被害者等給付金を申請する対象の人たちに対して、現行制度の周知徹底に努めるとともに、適切な教示と迅速な裁定を行っています。(警視庁)
- 性犯罪の被害者に対して、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に必要な費用の一部を、一定の条件の下、公費で支出しています。(警視庁)
- 司法解剖後の遺体搬送費を、公費で支出しています。(警視庁)

(ウ) 居住の安定（基本法第16条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等の方々が再び平穏な生活を営むことができるよう、安定した新たな居住先の確保に努めていきます。

〔主な取組〕

- DV被害者世帯及び犯罪被害者世帯に対し、都営住宅の入居において、当選率が5倍となる優遇抽せん制度を実施しています。(都市整備局)
- 単身のDV被害者について、申込資格を拡大させ、単身向け都営住宅の申込みができるようにしています。(都市整備局)
- 児童相談所の一時保護所については、平成18(2006)年2月に新たに西部一時保護所を開設するなど、施設の整備及び居住環境の改善に努め、必要な児童を速やかに一時保護できるようにしています。(福祉保健局)
- 女性相談センターでは、センター内での一時保護及び婦人保護施設(5施設)、民間シェルター^{*1}(5か所)への一時保護委託を実施しています。(福祉保健局)
- 婦人保護施設及び母子生活支援施設では、一時保護から地域における自立した生活へつながるよう、入所者の自立に向けて自立支援計画を策定し、生活指導及び就労指導等の支援を行っています。

*1 「民間シェルター」とは、民間団体により運営されている緊急一時保護施設

また、「婦人保護施設退所者自立生活援助事業」により、退所者に対して、地域社会で自立した生活を営むための相談・指導などの支援を行っています。(福祉保健局)

(エ) 雇用の安定（基本法第17条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等の方々の雇用が安定するよう、希望する人については、労働問題に対する相談や、職業訓練、職業紹介を通じて、支援に努めています。

〔主な取組〕

- 職業能力開発センターでは、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練及び職業紹介を実施しており、犯罪被害者等で職業訓練を希望する人についても、これらの事業を通じて就職の支援を行っています。(産業労働局)
- 東京しごとセンターでは、就業を希望する人に対するカウンセリングや就職活動のためのセミナー、職業紹介などの支援を行っており、犯罪被害者等で就業を希望する人についても、これらの事業を通じて就職を支援しています。(産業労働局)
- 労働相談情報センターでは、職場における労働問題全般に関する相談を受けており、犯罪被害者等で労働問題について相談を希望する人についても、同センターで相談に応じています。(産業労働局)

イ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(ア) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等の方が、心的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復するために、その状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供に努めています。

〔主な取組〕

精神的被害等に関する取組

- 各都立（総合）精神保健福祉センターでは、精神的な悩みや

こころの病気に関する相談を関連機関と協力しながら実施しています。

また、行政職員や精神保健福祉関係職員で、精神保健福祉実務経験者（1年以上3年未満）を対象に、相談援助の基礎的な知識と技術を学ぶ研修会を行っています。（福祉保健局）

- 突発的に傷害を受けた人が、いつでも、どこでも、その症状に応じた適切な医療が受けられるよう、区市町村との役割分担の下、初期・二次・三次の救急医療体制の整備を進めています。（福祉保健局）

- 心身障害者福祉センターでは、高次脳機能障害者支援拠点として、高次脳機能障害^{*1}のある人への相談、支援などを行っています。

また、医療機関向けに作成した診断マニュアルやパンフレット等を通じて、医療関係者への普及啓発を行っています。（福祉保健局）

- 長期療養を必要とする患者等への医療・介護サービスについては、国が医療制度改革の一環として出した「療養病床」再編の方針を踏まえ、「地域ケア体制整備構想」の策定や「東京都保健医療計画」改定に合わせ検討を行っています。（福祉保健局）

- 都立病院では、救急医療を実施している中で、患者の症状により、精神的ケアが必要な場合には、各診療科と精神科とが連携しながら治療に当たっています。（病院経営本部）

女性被害者・少年被害者に関する取組

- 東京ウィメンズプラザでは、相談者の精神的被害の回復・再発防止に向けた相談を行うとともに、精神科医による面接相談を行っています。（生活文化スポーツ局）

- 児童虐待については、心理職等職員の専門研修で、思春期精神保健関連の研修を実施し、資質向上に努めています。

また、DV被害者等については、女性相談センターにおいて、福祉・心理等職員を対象にケースマネジメント研修を実施する

*1 「高次脳機能障害」とは、交通事故や脳血管疾患（脳卒中など）により、脳障害を経験した人が、記憶・注意・思考・言語などの知的な機能に障害を抱え、生活に支障をきたすことをいう。

など、相談員等の資質向上を図っています。(福祉保健局)

- 性暴力被害者について、18歳未満の場合は、児童相談所において「児童虐待ケースマネジメント事業」、「児童虐待カウンセリング強化事業」等を実施し、医師や弁護士等の助言を得て適切な問題解決やケアを行っています。(福祉保健局)
- 女性相談センターでは、利用者の医学的判定、精神科判定、心理学的判定などの相談体制を整えています。(福祉保健局)
- 児童相談所では、土日・休日も虐待相談及び緊急性のある相談に対応しており、365日切れ目のない相談体制を整えています。
夜間についても、電話連絡網を通じて緊急ケースに対応しています。(福祉保健局)
- 虐待が疑われる傷病に関して医師の専門的な所見を得る「協力病院制度」により、医療機関との連携を図っています。(福祉保健局)
- 「東京都要保護児童対策地域協議会^{*1}」を設置し、保護を要する児童の早期発見や適切な保護のため関係機関と連携し、情報を交換し支援内容を協議しています。(福祉保健局)
- 里親養育援助事業や里親養育相互援助事業のほか、里親研修や里親養育相談などの里親支援事業を通じ、被虐待児童等の養育の支援を行っています。
また、児童相談所では、養育家庭担当児童福祉司を置くなど、少年被害者の保護に資するよう養育家庭の支援を行っています。(福祉保健局)
- 梅ヶ丘病院では、小児精神科医を育成するために臨床研修医の受け入れを行っているほか、看護実習生等の受け入れや児童相談員等を対象とした公開講座等を積極的に行ってています。(病院経営本部)

*1 「要保護児童対策地域協議会」とは、地方公共団体が、単独又は共同して、要保護児童(虐待を受けた子どもや非行の子ども等)の適切な保護を図るために、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者により構成され、情報交換や支援内容に関する協議を行うもので、児童福祉法により設置ができる旨規定されている。

- 都立病院の医療相談室では、生活全般の相談に応じているとともに、必要に応じて対応する窓口を紹介しています。(病院経営本部)
- スクールカウンセラー^{*1}を全公立中学校及び都立高校60校に配置し、少年被害者を含む児童生徒の心のケアを行っています。(教育庁)
- 警視庁を始めとする関係諸機関との連携による「子どもを犯罪から守るセーフティ教室」の実施により、カウンセリングに対する情報提供を行っています。(教育庁)
- 「ヤング・テレホン・コーナー」を設置し、被害少年等からの相談に応じるとともに、少年相談専門職員や被害少年サポートが、精神的ケアなどの被害者支援を行っています。(警視庁)

(イ) 安全の確保（基本法第15条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等の方々が再被害に遭うことの不安を解消するよう、再被害防止の取組を実施するとともに、地域社会が一丸となって犯罪と対決する気運を醸成していきます。

〔主な取組〕

加害者に関する情報の提供

- 法務省等から加害者に関する情報の通知を受けているほか、保護観察所からの協力依頼に基づき、警察が所在不明となった仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に関する情報を把握した場合は、それを保護観察所へ提供しています。(警視庁)
- 法務省から警察庁を経由して「子どもを対象とした暴力的性犯罪の出所者」に関する情報の提供を受けた場合は、出所情報に基づき出所後の居住確認等を実施しています。(警視庁)

犯罪被害者等に関する情報の保護

- 「警視庁犯罪被害者支援要綱」に基づき、犯罪被害者等に係る事件広報については、被害者等の人権及びプライバシーの保

*1 「スクールカウンセラー」とは、児童生徒へのカウンセリング、保護者からの相談、教員の研修での専門的な助言などを行う、心の問題について専門的な知識と臨床経験を有する臨床心理士

護に配慮しています。(警視庁)

一時保護所の環境改善

- 児童相談所の一時保護所については、平成18(2006)年2月に新たに西部一時保護所を開設するなど、施設の整備及び居住環境の改善に努め、必要な児童を速やかに一時保護できるようにしています。(福祉保健局)

再被害防止の対策

- 同じ加害者から再び危害が加えられるおそれのある犯罪被害者等に対し、「再被害防止要綱」に基づき、機械警備、防犯指導、パトロール等を実施し、再被害の発生を防止しています。(警視庁)
- 暴力団等から危害を加えられるおそれのある人に対し、「保護対策実施要綱」に基づき保護対策を実施しています。(警視庁)

再被害防止等に向けた連携

- 「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」により、DVの防止、被害者の安全確保及び支援などの総合的な取組について検討し、関係機関との連携を図っています。(生活文化スポーツ局)
- DV被害者については、女性相談センターにおいて一時保護を行っています。
また、東京ウィメンズプラザ及び女性相談センターにおいて、相談者本人の希望による保護命令(接近禁止命令、退去命令等)の申立てに係る書面の作成及び安全な生活を確保するために必要な情報提供・助言を行うとともに、必要に応じて各警察署と連携して適切に対応しています。(生活文化スポーツ局、福祉保健局)
- 人身取引被害者については、警察や国際移住機関^{※1} (IOM)と連携し、女性相談センターでの一時保護や帰国支援を行っています。

また、児童相談所では、女性相談センターや福祉事務所等と

※1 「国際移住機関」とは、世界的な人の移動（移住）の問題を専門的に扱う国際機関で、日本における主な役割は、世界各地の避難民や復興支援に関する日本との協力関係の推進、日本における移住問題への協力、日本で保護された人身取引被害者の自主的帰国・社会復帰支援、移住問題に関する国際協力の推進、移送支援である。

連携し、DVや虐待の被害者について支援しています。(福祉保健局)

○ 「警視庁スクールサポーター運用要綱」、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」、「セーフティ教室等事業の実施」に基づき、再被害防止に向けて関係機関や団体と連携を図っています。(教育庁、警視庁)

○ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」等に基づき、再被害の防止に向けての対策及び関係機関や団体と連携を図っています。

また、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」への参加、「要保護児童対策地域協議会」への加入等により、関係機関や団体と連携を図っています。(警視庁)

児童虐待の防止等のための体制整備

○ 「要保護児童対策地域協議会」等で連携を強化するほか、各地域でも関係機関が共同でケース会議等を開催することも活発に行われています。(福祉保健局)

○ 教員を対象とした各種研修会の実施や、人権教育に関する実践的手引書である「人権教育プログラム」の配布などにより、通告義務の周知徹底を図り、早期発見・早期対応のための体制整備に努めています。

また、児童虐待への対応に関する資料を各学校に配布し、一層の周知徹底に努めています。(教育庁)

○ 区市教育委員会等の指導主事を対象とした「人権教育指導推進委員会」において、各区市町村教育委員会での児童虐待防止に向けた取組等について、情報の収集及び協議を行っています。(教育庁)

○ 「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」に基づき、被害児童の事情聴取に当たって

は、少年の心理等に関する専門的知識を有する少年相談専門職員を立ち会わせるなど、事案に応じて被害児童の心情及び特性に十分配慮するとともに、関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング等を行い、被害児童の立ち直りに向けたきめ細かな支援を実施しています。(警視庁)

再被害防止に資する教育等の実施

- 子ども家庭支援センター等を中心とした児童家庭相談・在宅サービスの充実により、児童虐待につながる可能性のある育児不安や子育ての悩みを抱えた親への支援を行っています。(福祉保健局)
- 非行少年等の立ち直り支援を行う中で、再被害の防止に資するよう、サポートチーム^{*1}の積極的な運用、問題行動に対する地域における行動連携推進事業の推進等に取り組んでいます。(教育庁)

(ウ) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等の方々に対して二次的被害を与えないようにするため、被害者等の心身、その置かれている状況等に関する理解を深めるための研修や啓発に努めています。

〔主な取組〕

- 職員が犯罪被害者等へ適切な対応がとれるよう、採用・昇任時教養研修、実務担当者研修、部門別任用科教養研修の実施、被害者・遺族等を招いた講演会の開催、警視庁被害者支援担当者による警察署巡回教養研修等を行っています。(警視庁)
- 警視庁本部関係各課及び警察署に性犯罪捜査員（女性警察官）を指定して配置し、性犯罪被害者へ適正な支援を行っています。(警視庁)
- 各警察署に被害者相談室を整備し、犯罪被害者等の事情聴取等に活用しているほか、犯罪被害者支援室及び各警察署に、被害者支援車両又はスモークフィルム装着車を配備して、被害者

*1 「サポートチーム」とは、学校や警察、児童相談所、民生委員・児童委員、保護司などからなり、非行・問題行動についての情報交換、事例の分析、少年への処遇の検討、援助活動を実施する組織

等の心情に配慮した被害者支援に当たっています。(警視庁)

ウ 刑事手続への関与拡充への取組

(ア) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 (基本法第18条関係)

〔取組内容〕

捜査、起訴、裁判など犯罪事実を確定し、犯人に刑罰が科せられるまでの刑事手続等に関し、一層の情報提供等に努めています。

〔主な取組〕

- 「被害者の手引」及びリーフレット2種類(「被害にあったら」、「身近な方が被害にあったら」)を毎年作成し、交付しています。
また、外国語版(英語)の「被害者の手引」も作成し、交付しています。(警視庁)
- 「警視庁指定被害者支援実施要領」に基づき、一定の犯罪被害者等に対し、「被害者の手引」の交付、被害者連絡を実施し、捜査等への支障等を勘案しつつ、捜査状況等を適時適切に情報提供しています。(警視庁)
- 交通捜査任用科講習の実施や主要交差点に記録装置を設置するなど、事故捜査体制の強化及び捜査支援機器の整備・活用を行っています。(警視庁)

エ 支援等のための体制整備への取組

(ア) 相談及び情報の提供等 (基本法第11条関係)

〔取組内容〕

犯罪被害者等の方々が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、直面している様々な問題について、相談に応じて必要な情報を提供し助言を行うとともに、援助に精通している者を紹介する仕組みの構築に努めています。

〔主な取組〕

情報提供の充実

- 総務局人権部のホームページ「じんけんのとびら」で、人権

を始めとした相談機関の一覧を提供しており、その中で犯罪被害者等に関する相談機関を掲載しています。また、犯罪被害者等施策に関する法令を紹介しています。(総務局)

- 教育専門職職員や心理職職員を教育相談センターに配置し、相談窓口を設け、必要に応じて少年センター、児童相談所などの関係機関の情報について、被害児童やその保護者に情報を提供しています。(教育庁)
- 都民センターを始めとする関係機関や団体の案内書等を、警視庁本部関係各課、各警察署に備え付け、広報するなど関係機関や団体との連携を図っています。(警視庁)
- 損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した「被害者の手引」を毎年、外国語版(英語)も含め、内容等に改善を加えて作成し、交付しています。
また、警視庁ホームページで被害者支援関係情報を紹介しています。(警視庁)

多様な方法による情報の提供

- 都営住宅における犯罪被害者世帯向けの優先入居(優遇抽せん制度)についてのチラシを、警視庁犯罪被害者支援室を通じて警察署の被害者相談窓口に配布し周知しています。(都市整備局)
- 性犯罪被害者からの相談に当たっては、警察等と連携し、必要な支援が途切れることのないように継続相談を行うようにしています。
また、必要に応じ、弁護士会や日本司法支援センターの犯罪被害者相談を紹介しています。(福祉保健局)
- 初期支援要員・被害者連絡員、性犯罪捜査員、相談窓口担当者等が、性犯罪被害者に対する情報提供を実施しています。
犯罪被害者支援室に「犯罪被害者ホットライン」を設置して、性犯罪被害者に対する相談を実施しています。

また、「被害者の手引」及びリーフレットに性犯罪被害者にも対応する情報を記載しています。(警視庁)

- 「被害者の手引」の交付、リーフレットの配布、ポスター(犯罪被害者ホットライン・犯罪被害者相談所開設)の掲出、各種広報紙による広報を実施するなどして、情報提供を行っています。(警視庁)

連携及び相談体制

- 警視庁及び関係する九つの局で構成する「東京都犯罪被害者等支援推進会議」において、犯罪被害者等の支援に關係各局が連携して取り組み、被害者等の支援策を効果的に推進するための体制等について検討しています。(総務局)
- 都保健所では、精神保健福祉相談の一環として、虐待、アルコール依存、薬物依存、DV等の被害者本人やその家族及び関係者を対象に、保健師や専門医による相談を行っています。
また、市町村、専門民間団体、医療機関、警察、教育等關係機関と連携した支援も行っています。(福祉保健局)
- 「医療機関向け犯罪被害者支援マニュアル」を各都立病院を含めた医療機関へ配布・周知し、犯罪被害者等支援に関する情報を提供し、関係機関との連携を図っています。(福祉保健局、病院経営本部)
- スクーリングサポートネットワーク事業^{*1}の推進、学校不適応対策連絡協議会における適応指導教室の指導の充実に向けた支援を行っています。(教育庁)
- スクールカウンセラーの活用、アドバイザリースタッフ^{*2}の派遣により、学校に対し積極的に支援を行っています。
スクールカウンセラーについては、全公立中学校及び都立高校60校に配置するとともに、スクールカウンセラー連絡会等で資質向上を図っています。(教育庁)

*1 「スクーリングサポートネットワーク事業」とは、不登校児童生徒の早期発見・早期対応を始め、より一層きめ細かな支援を行うため、関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを整備する事業

*2 「アドバイザリースタッフ」とは、幼児、児童、生徒に係るいじめ、不登校、集団不適応等の問題の解決に役立てるため、学校、家庭等に派遣され、相談・助言等の援助を行う。教育相談、臨床心理学、精神医学等の識見・経験を有する専門家スタッフと大学又は大学院に在籍し、心理学、教育学、医学等を専攻している学生スタッフがいる。

- 生活指導担当指導主事連絡協議会等で、サポートチームの啓発や積極的運用の働き掛けを行っています。(教育庁)
- 「東京都犯罪被害者支援連絡会」の開催、「犯罪被害者支援ガイドブック」の作成、連携支援の推進、会員の充実などの連携を図っています。
また、警察署犯罪被害者ネットワークを各警察署に構築し、会議・講演会の開催、会報の発行、連携支援の推進、会員の充実等を行っています。(警視庁)
- 犯罪被害者支援室に「犯罪被害者ホットライン」を設置し、臨床心理士の資格を持つ女性警察官等を配置して、犯罪被害者等からの相談に対応しているとともに、内容によって各種相談窓口で相談に応じています。
また、被害者等の状況に応じて、都民センターを始めとする関係機関や団体を紹介しています。(警視庁)
- 少年の悩みごと、困りごとにに対する相談窓口として、「ヤング・テレホン・コーナー」を少年育成課に設置するとともに、電子メールにより、意見、要望、相談等を広報課で受け付けています。(警視庁)
- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の運用上の留意事項について」に基づき、ストーカー事案に対する適切な対応を行っています。(警視庁)
- 指定被害者支援制度^{*1}の適正な運用を図るため、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等について、実務担当者教養研修、巡回教養研修などの各種教養研修を実施しています。(警視庁)
- 指定被害者支援制度の適正な運用に努めるとともに、犯罪被害者等早期援助団体・精神科医・臨床心理士、東京都犯罪被害者支援連絡会、警察署犯罪被害者支援ネットワークなどの関係機関・団体との連携等による総合的・横断的な被害者支援を実施しています。(警視庁)

*1 「指定被害者支援制度」とは、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、事件発生直後から捜査員とは別に、指定された警察職員が付き添い、事情聴取や説明などを行う制度

支援に精通している者の紹介等

- 都政一般相談、交通事故相談及び外国人相談の中で、被害者等からの相談に対応するとともに、必要に応じて適切な専門機関を案内しています。(生活文化スポーツ局)
- 東京ウィメンズプラザにおいて、DV被害者の自立促進援助を目的とした自立支援講座（こころのサポート、生活自立支援等）を開催するとともに、自助グループの紹介を行っています。（生活文化スポーツ局）
- 都民センターを通じて自助グループを紹介しています。（警視庁）

(イ) 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

[取組内容]

犯罪被害者等の支援に携わる者が共有し修得すべき知識や技能について、情報を収集、整理及び活用すること等により、被害者等を支援する人材を養成するとともに、その資質の向上に努めています。

[主な取組]

- 児童相談所において、児童福祉司や児童心理司、一時保護所の職員等を対象に、専門研修を実施しています。（福祉保健局）
- 学校における児童・生徒の心の健康問題は、各学校での地域と連携した取組が重要であり、都教育委員会では、文部科学省の事業を活用して精神科医を都立高校に派遣し、養護教諭を始めとした教職員を対象に具体的な相談支援を行っています。（教育庁）
- 採用時、昇任時に被害者支援関係の教養研修を実施しています。
また、警察庁が主催するカウンセリング研修を犯罪被害者支援室の職員等が受講して、専門知識の習得に努めています。（警視庁）

- 少年相談専門職員に対する各種研修（カウンセラー養成講習、児童虐待セミナー等）、被害少年サポーター研修等を実施するなどして必要な専門技術等を修得させています。

また、少年育成課や各少年センターに少年相談専門員（心理専門職）を配置して対応しています。（警視庁）

- 犯罪被害者等の援助を行う民間団体に対し、それらの実施するボランティアの養成研修について、講師の派遣による支援を実施しています。（警視庁）

（ウ）民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等の支援を行っている民間団体が果たしている役割の重要性を考えて、その活動を促進させるため、必要な情報の提供や支援等に努めています。

〔主な取組〕

- リーフレット、啓発冊子など各種広報媒体を通じて、犯罪被害者等に援助を行う団体の紹介及び情報提供を行っています。（総務局、警視庁）
- 東京ウィメンズプラザにおいて、DV防止等に関する民間団体に対し、その自主的な活動や調査等に係る経費の一部を補助するほか、被害者支援に必要な民間団体の人材養成のための講座を実施しています。（生活文化スポーツ局）
- 特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、ボランティア活動を始めとする市民活動団体からの法人格取得申請に対して、同法の趣旨に基づき、適切な運用を行っています。（生活文化スポーツ局）
- 援助を行う民間団体への支援の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に対する広報、犯罪被害者等の援助に関する研修への講師の手配・派遣などの支援を行っています。（警視庁）
- 犯罪被害者等早期援助団体である都民センター、東京都犯罪

被害者支援連絡会、警察署犯罪被害者支援ネットワークとの緊密な連携・協力をしています。(警視庁)

オ 都民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(ア) 都民の理解の増進（基本法第20条関係）

〔取組内容〕

犯罪被害者等についての都民の理解を深めていくため、様々な分野、場面での教育活動や広報・啓発活動等に努めています。

〔主な取組〕

教育活動を通じた理解の増進

- 文部科学省の「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」を受け、研究実施校として13校及び1地域を指定しているほか、全小中学校において道徳授業地区公開講座を実施しています。
(教育庁)
- 都内全小・中学生に、かけがえのない生命について考えさせるなど、道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」を配布し、活用しています。(教育庁)
- 文部科学省の「豊かな体験活動推進事業」を受け、平成17(2005)年度及び平成18(2006)年度に、命の大切さを学ばせる体験活動を実施する調査研究協力校を3校指定し、その成果を各学校に普及させています。(教育庁)
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、都教育委員会の教育目標及び教育方針に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含めて学校教育及び社会教育における人権教育を推進しています。(教育庁)
- 文部科学省の調査研究会議から出された「人権教育の指導方法等の在り方について」第1次及び第2次とりまとめについて、各学校に配布するとともに、その内容について各種研修会や人権教育プログラム等により各学校に周知しています。(教育庁)
- 犯罪被害者等の体験談を取り入れた非行防止教室等プログラ

ム事例集を各区市町村及び各学校に配布し活用を促しています。
(教育庁)

- 非行防止、犯罪被害防止を目的に開催する「セーフティ教室」を都内公立学校全校で実施しています。(教育庁)
- 教職員研修センターで行われる養護教諭対象の専門研修や新規採用研修の中で、虐待を受けた児童等への対応等を含めた研修を行い、養護教諭の資質を高めています。(教育庁)

広報・啓発

- 犯罪被害者等の置かれている状況や心情について記載した啓発リーフレット「必要なのは、みなさんの理解です」を作成し、「犯罪被害者週間国民のつどい中央大会」や警視庁が実施する「犯罪被害者相談所」等において配布しています。
また、人権週間^{*1}に犯罪被害者等に関するパネルの展示やリーフレット、啓発冊子を配布するなど、啓発事業を行っています。
(総務局)
- 児童虐待防止推進月間^{*2}に合わせ、児童相談所ごとに区市町村と協力しながら広報活動を行うとともに、児童虐待に関する講演会等のイベントを開催しています。
また、「広報東京都」等により、児童虐待及びその防止についての広報啓発を行っています。(福祉保健局)
- 都民センターが実施するシンポジウムやキャンペーンに対する協力・広報協力、リーフレットの配布、ポスター(犯罪被害者ホットライン・犯罪被害者相談所開設)の掲出、各種広報紙による広報を実施しています。(警視庁)
- 交通安全運動、安全運転管理者講習、運転免許更新時の講習等で、交通事故の被害者等の講演や都民センターが作成した「もう一度会いたい(遺族の手記)」の配布を行っています。(警視庁)
- 住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪

※1 「人権週間」は、12月4日から12月10日まで

※2 「児童虐待防止推進月間」は、11月

被害者等が特定されない工夫をした上で、警視庁ホームページ及び各警察署の広報媒体を通じて犯罪被害発生状況などの情報提供を実施しています。

また、交通事故発生状況についても情報提供を実施しています。（警視庁）

第5章 被害回復のプロセス

犯罪被害者等の方々は、様々な困難に自ら立ち向かい、それらを乗り越えていかなければなりません。しかし、深刻な被害の影響により平穏な生活を回復するまでには長い時間を必要とし、また、時間の経過と共に直面する問題が様々に変化し、必要とされる支援内容も変化していきます。

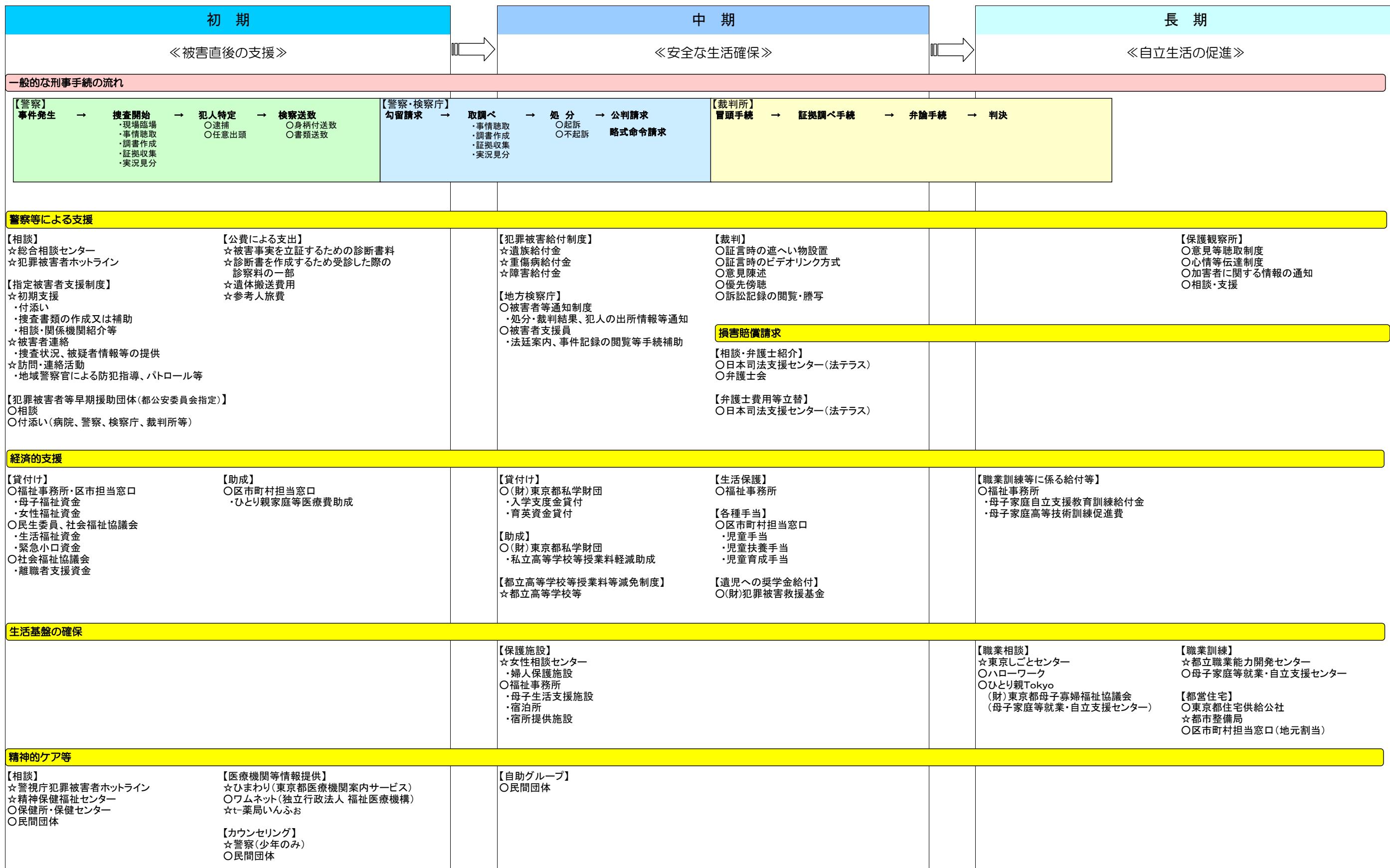
被害者等にとって、今後自分がどうなるのか、何をしなければいけないのか、国、都、区市町村などの行政機関や民間団体等では、どのような支援施策があるのかなど、分からぬことばかりであり、そのことが大きな不安の一つになっています。そのような不安を被害者等に対して支援を行う側が認識し、被害者等が今、どのような状況に置かれているのか踏まえた支援を行う必要があります。

そこで、そのような被害者等が抱える不安を少しでも解消してもらえるよう、また、支援する側が、そのような不安を認識した上で、適切な支援ができるよう、被害に遭った直後から再び平穏な生活を営むことができるまでの被害回復のプロセスを被害ごとに例示しました。

すべての支援策が該当するわけではありませんが、どのような時期にどのような支援策があるのか、また、それらがどのような機関で実施されているのか等について、次の主要な五つのケースについて記載しました。

- ①生命・身体に被害を受けた場合（殺人）
- ②交通事故による被害を受けた場合（人身事故）
- ③性犯罪による被害を受けた場合
- ④DV被害を受けた場合
- ⑤児童虐待を受けた場合

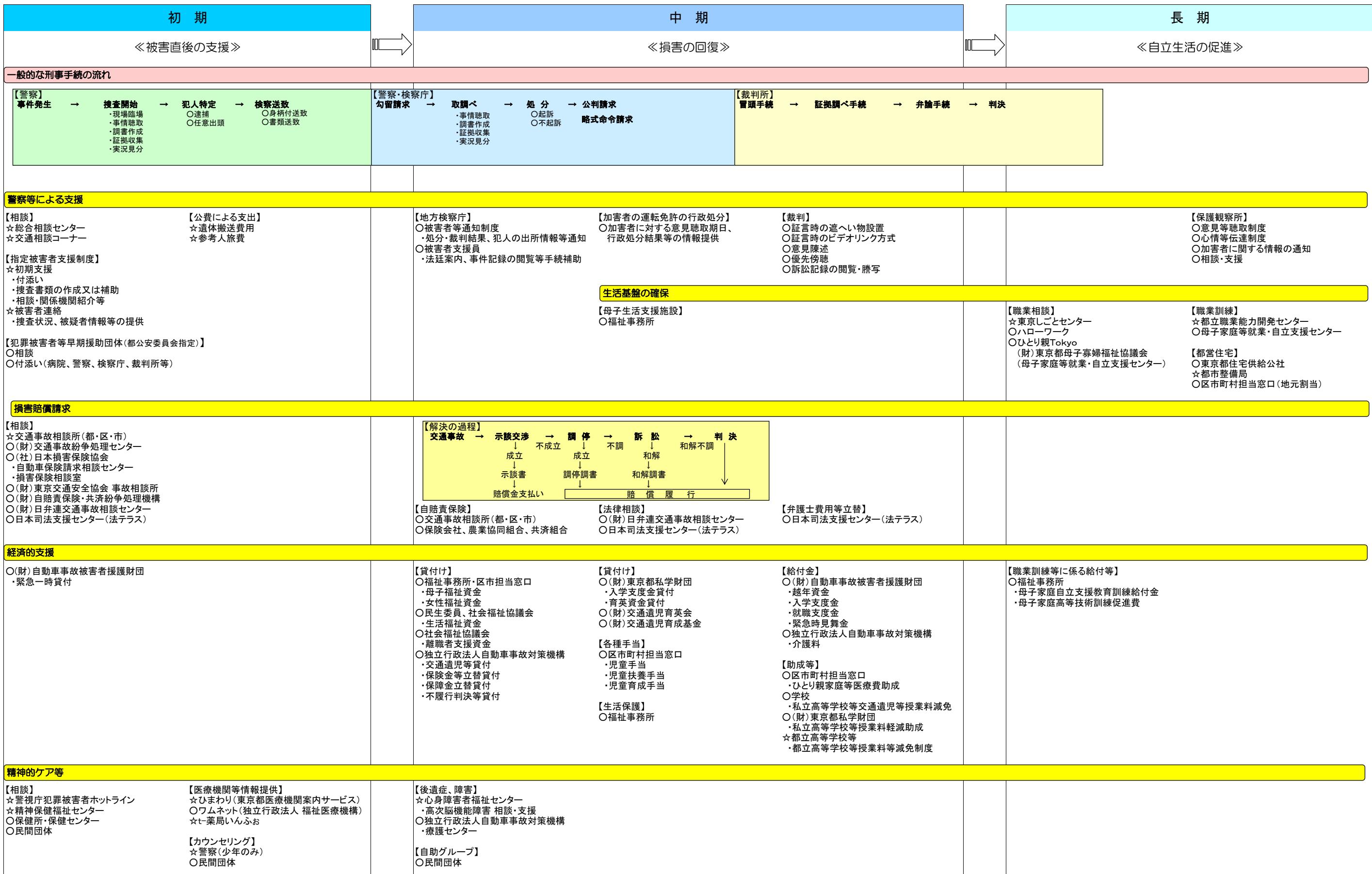
1 生命・身体に被害を受けた場合（殺人）



◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

☆印は、都において実施、手続等をしているものです。

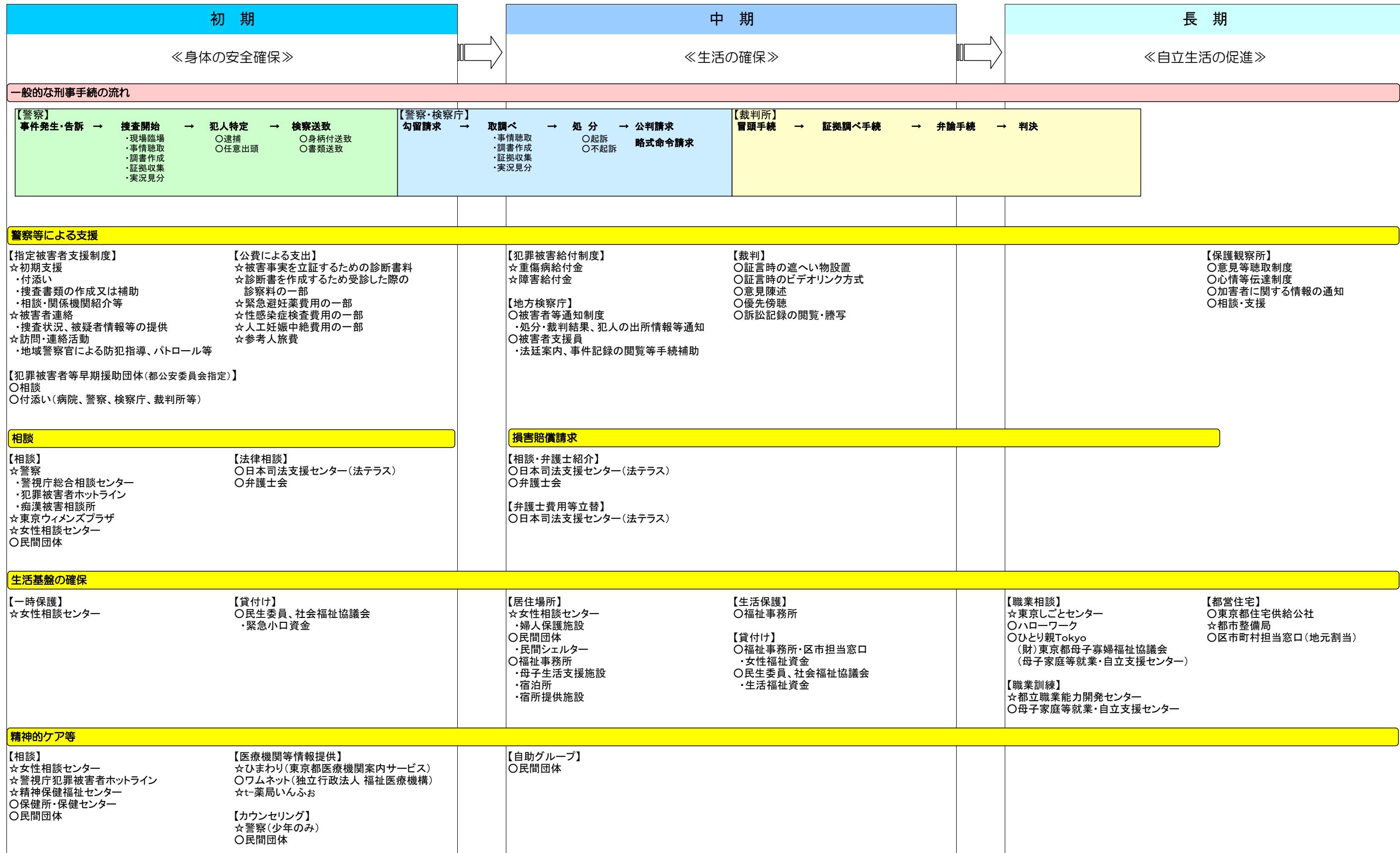
2 交通事故による被害を受けた場合（人身事故）



◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

★印は、都において実施、手続等をしているものです。

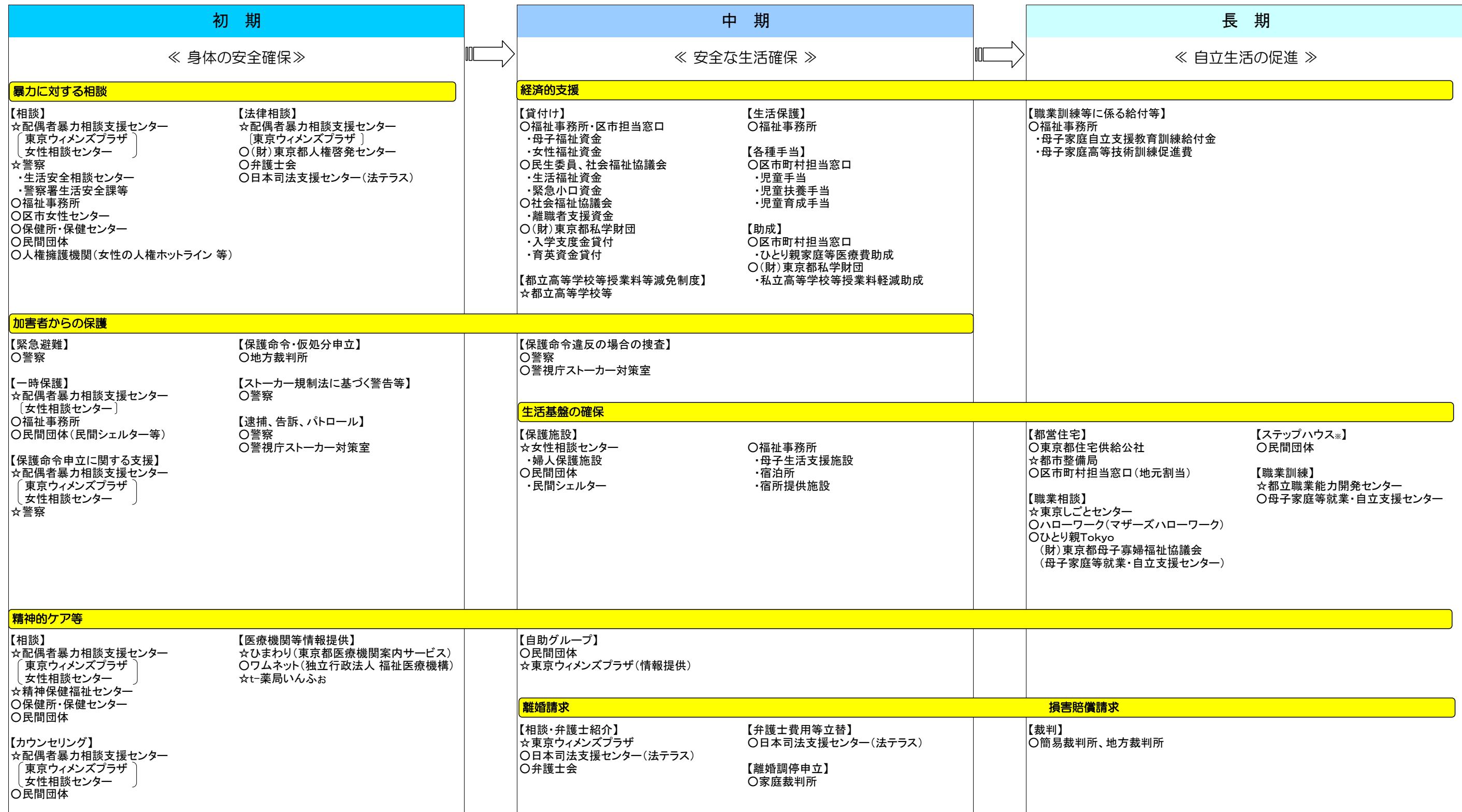
3 性犯罪による被害を受けた場合



◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

*印は、都において実施、手続等をしているものです。

4 DV被害を受けた場合

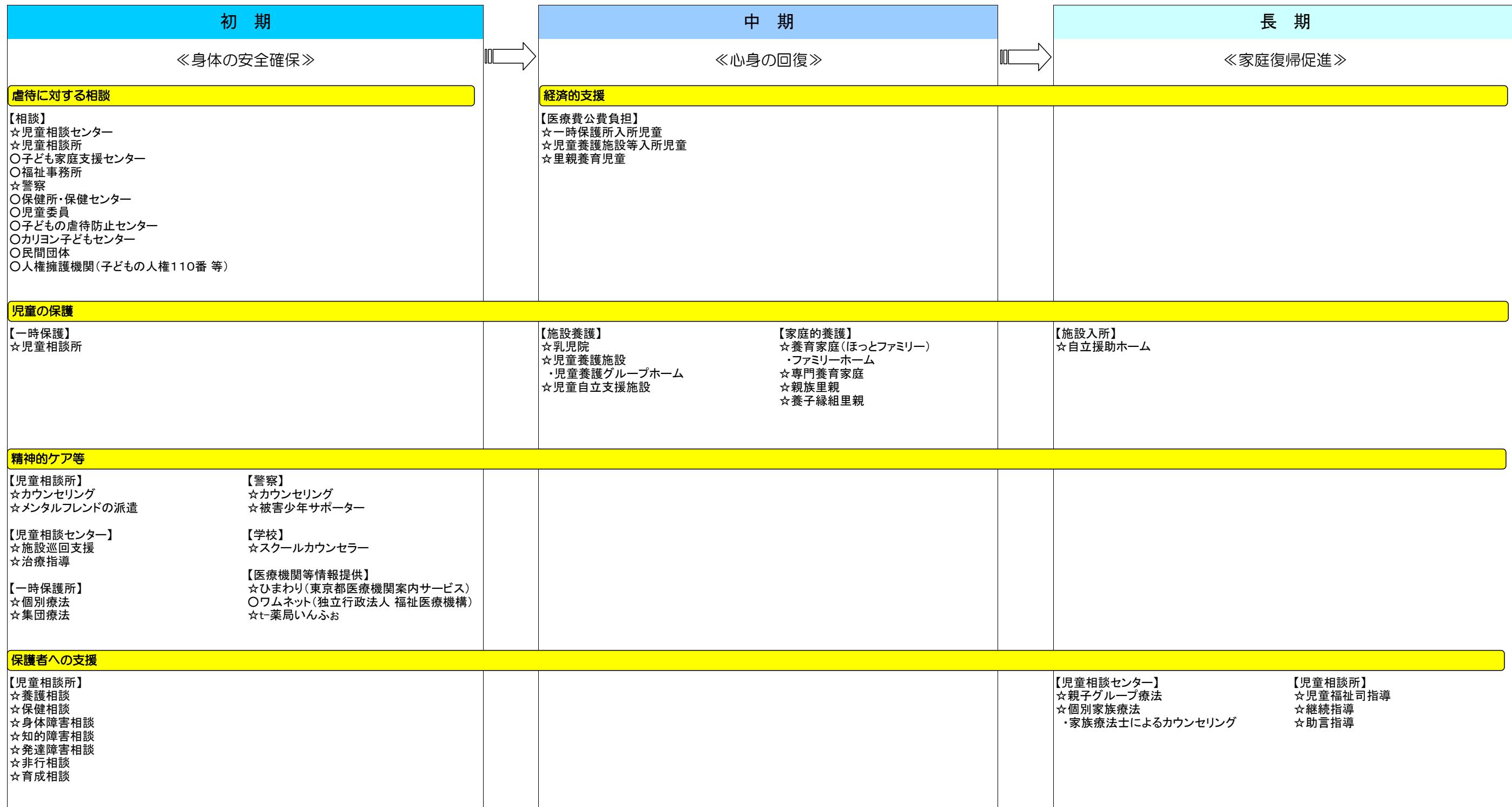


◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

☆印は、都において実施、手続等をしているものです。

※「ステップハウス」とは、緊急的な一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的施設

5 児童虐待を受けた場合



◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

☆印は、都において実施、手続等をしているものです。

参 考 资 料

資料1 犯罪被害者等基本法

(平成16年法律第161号)

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかつた。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援

助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一條 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による

被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等

がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事案件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割的重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための

制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。（以下略）

資料2 被害者等支援の経緯

年 月 日	内 容
昭和 28(1953)年 8月 7日	「刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布 (権利保証の除外事由の一部改正)
30(1955)年 7月 29日	「自動車損害賠償保障法」公布
33(1958)年 4月 30日	「刑法の一部を改正する法律」、「刑事訴訟法の一部を改正する法律」、「証人等の被害についての給付に関する法律」公布
49(1974)年 8月 30日	三菱重工ビル爆破事件 (犯罪被害給付制度創設の契機)
55(1980)年 5月 1日	「犯罪被害者等給付金支給法」公布 (56年1月1日施行)
56(1981)年 5月 21日	「財団法人犯罪被害救援基金」設立
60(1985)年 8月 26日 ～ 9月 6日	「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国際連合会議」 (「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択)
平成 2 (1990)年 11月 17日	「日本被害者学会」設立
3 (1991)年 10月 3日	犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム開催 (被害者の精神的援助の必要性が指摘)
4 (1992)年 3月 10日	「犯罪被害者相談室」 (東京医科歯科大学) 設立
4 月	犯罪被害者実態調査研究会による調査 (7年3月報告書提出) (警察の捜査過程における二次的被害の問題や情報提供のニーズ等が指摘)
7 (1995)年 3月 20日	地下鉄サリン事件 (被害者が受ける精神的被害の深刻さが広く認識される)
8 (1996)年 2月 1日	警察庁において「被害者対策要綱」を策定 全国警察に通達
5月 11日	警察庁長官官房給与厚生課に「犯罪被害者対策室」設置
9月 2日	警視庁総務部企画課に「犯罪被害者対策室」設置
9 (1997)年 1月 21日	警視庁「被害者対策要綱」策定 (9年2月10日実施)
12月 3日	「東京都犯罪被害者支援連絡会」設立
10(1998)年 5月 9日	「全国被害者支援ネットワーク」設立
11(1999)年 4月 1日	検察庁「被害者等通知制度」開始
5月 15日	全国被害者支援ネットワークによる「犯罪被害者の権利宣言」発表
5月 26日	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」公布 (11年11月1日施行)
6月 18日	「犯罪捜査規範の一部を改正する規則」公布・施行 (被害者対策に関する規定が盛り込まれる)
11月 11日	政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」設置
12(2000)年 4月 1日	「社団法人被害者支援都民センター」設立

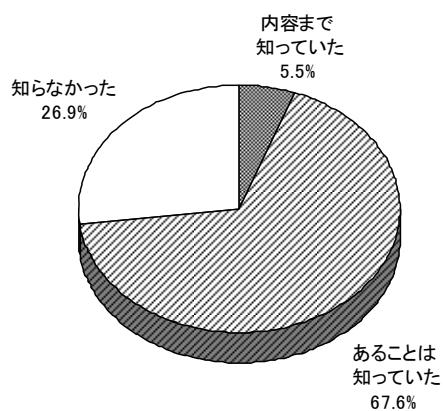
年 月 日	内 容
平成 12(2000)年 5月19日	「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」公布（いわゆる犯罪被害者保護のための二法）
5月24日	「児童虐待の防止等に関する法律」公布（12年11月20日施行） 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布（12年11月24日施行）
12月6日	「少年法等の一部を改正する法律」公布（13年4月1日施行）
13(2001)年 1月	財団法人法律扶助協会東京都支部「犯罪被害者法律援助事業」開始
4月13日	「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律」公布 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布
7月1日	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行 (重傷病給付金の創設等)
12月25日	「刑法の一部を改正する法律」施行（危険運転致死傷罪の新設）
14(2002)年 1月31日	「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」（14年4月1日施行） 「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」公布（14年4月1日施行）
5月24日	東京都公安委員会が「社団法人被害者支援都民センター」を犯罪被害者等早期援助団体に指定
11月28日	「社団法人被害者支援都民センター」を特定公益増進法人に認定
15(2003)年 6月27日	「日野市被害者、遺族等支援条例」制定（15年7月1日施行）
10月3日	全国被害者支援ネットワークが10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定め、全国キャンペーン実施
16(2004)年 4月14日	「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」公布（16年10月1日施行）
6月2日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（16年12月2日施行）
6月18日	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」公布（16年7月8日施行）
12月8日	「犯罪被害者等基本法」公布（17年4月1日施行）
17(2005)年10月11日	「杉並区犯罪被害者等支援条例」制定（18年4月1日施行）
11月9日	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」公布
12月27日	「犯罪被害者等基本計画」閣議決定
18(2006)年 4月 1日	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則」施行（重傷病給付金支給要件緩和等）
19(2007)年 4月 1日	「東京都犯罪被害者等支援推進会議」設置
6月1日	「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」公布（20年4月1日施行）
6月15日	「更生保護法」公布（19年12月1日施行）
6月27日	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」公布
7月11日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（20年1月11日施行）

資料3－1 インターネット都政モニター調査「犯罪被害者について」

「犯罪被害者等基本法」の認知度

Q1 あなたは、犯罪被害者やその家族の権利利益の保護を目的とした犯罪被害者等基本法が制定されていることを知っていましたか。 (n = 491)

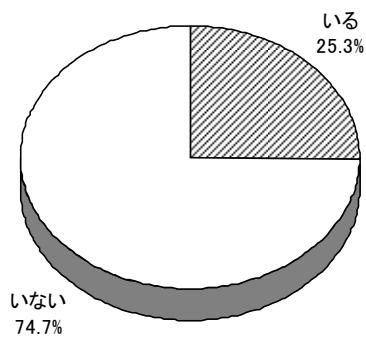
『知っていた』 73.1% = 「内容まで知っていた」 + 「あることは知っていた」



周囲の犯罪被害経験者の有無

Q2 あなたの周りの方（家族、親戚、友人、知人）で、犯罪等（殺人、暴行・傷害、強盗、放火、性犯罪、詐欺、窃盗、誘拐、交通事故など）に遭い、被害を受けた方がいますか。

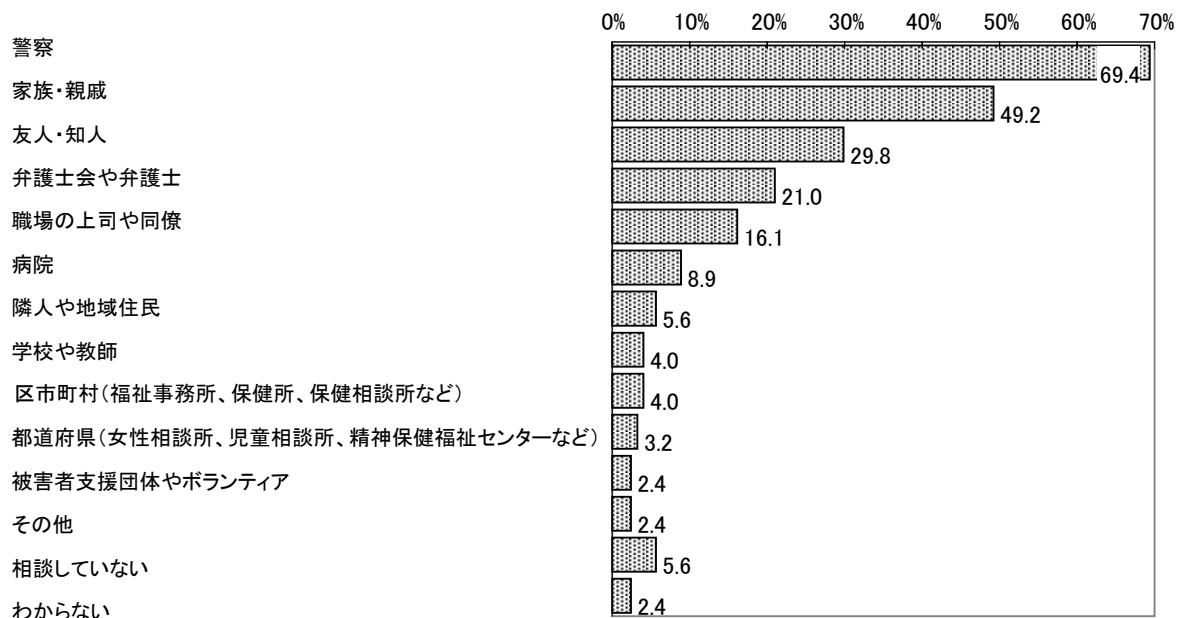
(n = 491)



被害を受けた際の相談先

(Q 2 で、犯罪等に遭い、被害を受けた方が「いる」と回答した方に)

Q 3 その被害を受けた際に、相談に行ったと聞いているところはどこ（誰）ですか。次の中から当てはまるものをすべてお答えください。 (n = 124)

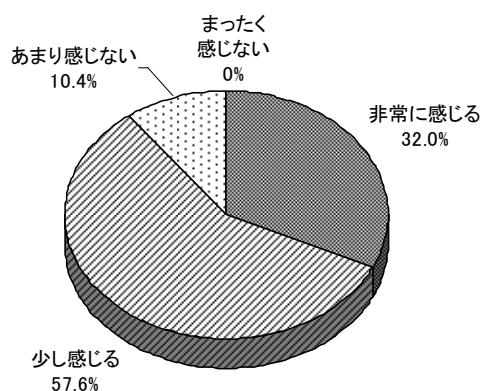


犯罪に対する不安

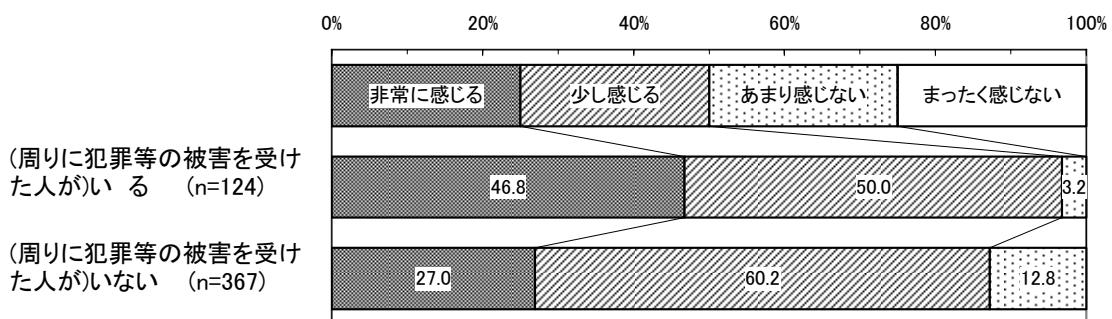
Q 4 あなたは、今後、あなた自身やあなたの家族が、日常生活の中で犯罪等（殺人、暴行・傷害、強盗、放火、性犯罪、詐欺、窃盗、誘拐、交通事故など）に遭い、被害を受けるかもしれないという「不安」を感じることがありますか。 (n = 491)

『不安を感じる』 (89.6%) = 「非常に感じる」 + 「少し感じる」

『不安を感じない』 (10.4%) = 「あまり感じない」 + 「まったく感じない」

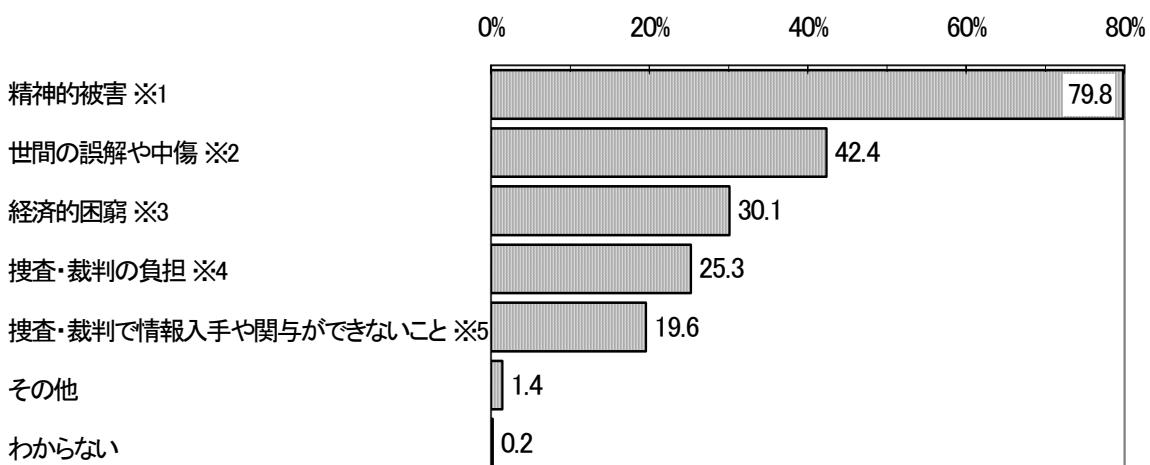


<周囲の犯罪被害経験者の有無別>



犯罪被害者の状況の認識

Q 5 犯罪被害者やその家族は、犯罪によって生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった目に見える被害を受けます。あなたは、こうした目に見える被害のほかにどのような被害や負担が生じやすいと思いますか。次の中から 2つまで選んでください。
(n = 491)

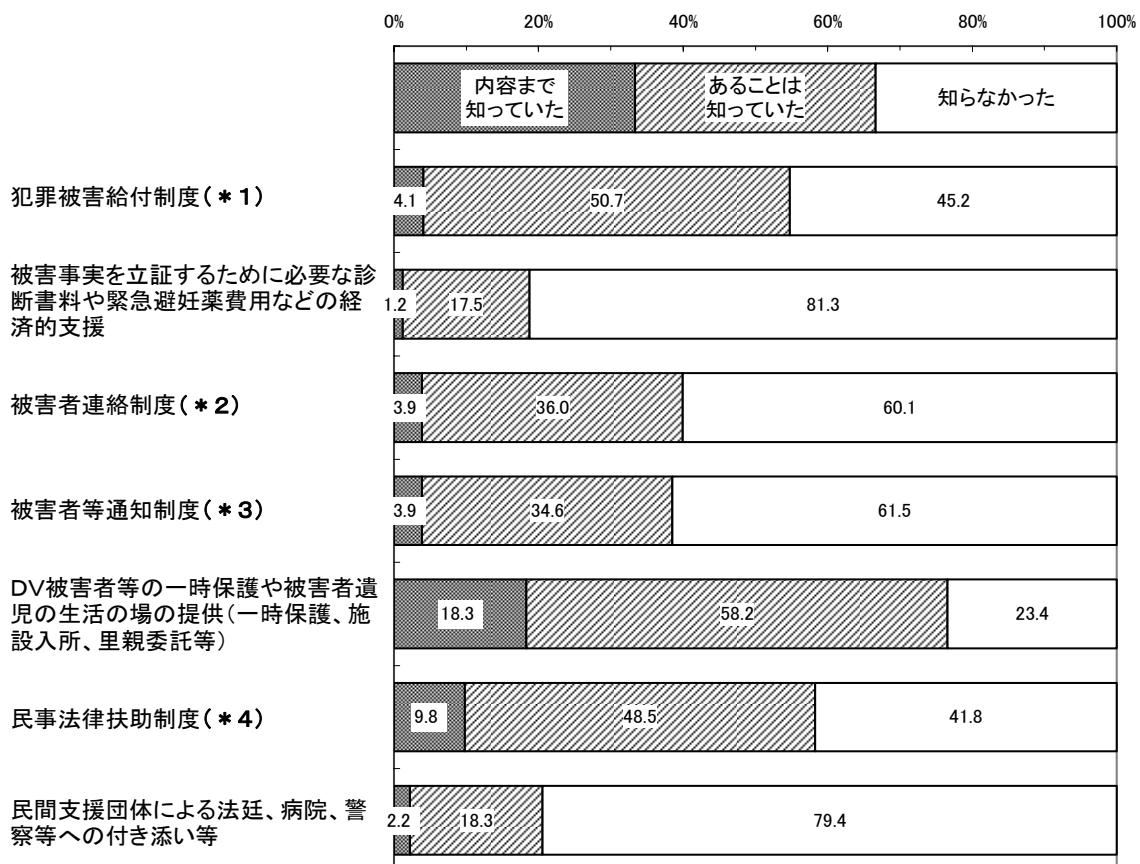


(注)

- ※ 1 犯罪に遭ったことによる精神的被害や再び被害を受けるかもしれないことに対する不安
- ※ 2 周囲に好奇の目で見られたり、誤解に基づく中傷や行き過ぎた報道等により個人の名誉や生活の平穏が乱されること
- ※ 3 被害にともなう医療費の負担や、収入が途絶えたり、自宅に住めなくなることなど
- ※ 4 捜査・裁判等の負担や、配慮に欠けた対応があった場合に新たに受ける精神的被害等
- ※ 5 望むように捜査・裁判等の情報が入らず、真実を知らされることもなく、裁判への参加などの関与もできること

犯罪被害者への支援策の認知度

Q 6 あなたは、犯罪被害者やその家族に対して、次のような支援が行われていることを知っていましたか。それぞれの項目について、お答えください。 (n = 491)



* 1 【犯罪被害給付制度】

殺人等の故意の犯罪によって、不慮の死を遂げた方の家族、重傷病を負った方、障害が残つた方に、国が給付金を支給するもの。遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金がある。

* 2 【被害者連絡制度】

被害者や家族の希望により、被害者連絡員に指定された警察官等が、犯人を逮捕したことや、犯人は誰なのか、犯人の起訴・不起訴などの処分はどうなっているのかなどを、捜査に支障のない範囲で知らせる。

* 3 【被害者等通知制度】

検察庁が、被害者やその親族等の希望により、事案に応じて、事件の処分結果、裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日、裁判の結果、犯人の身柄の状況、犯人の刑務所から出所に関する情報を書面又は口頭で知らせる。

* 4 【民事法律扶助制度】

資力の乏しい方に対し、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士又は司法書士の費用の立替えを行う制度。法律相談、代理援助、書類作成援助がある。

犯罪被害者の権利の充足度

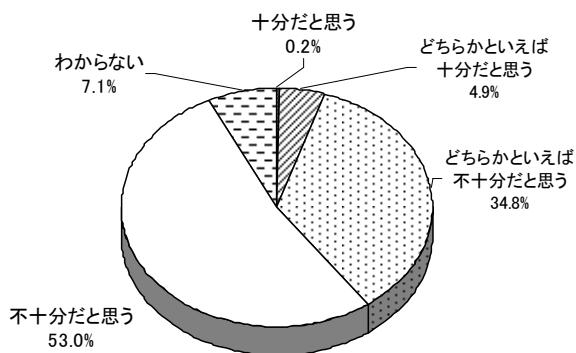
Q 7 我が国において、犯罪被害者やその家族の擁護、保障等の権利は十分だと思いますか。

(n = 491)

『十分だと思う』(5.1%) = 「十分だと思う」 + 「どちらかといえば十分だと思う」

『不十分だと思う』(87.8%)

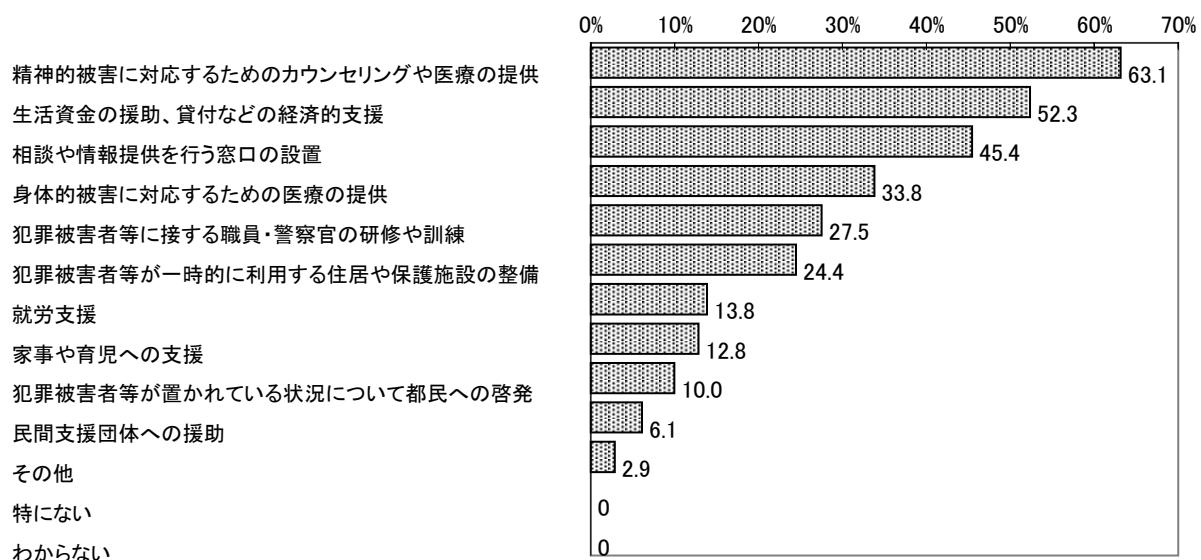
= 「どちらかといえば不十分だと思う」 + 「不十分だと思う」



行政に望む取組

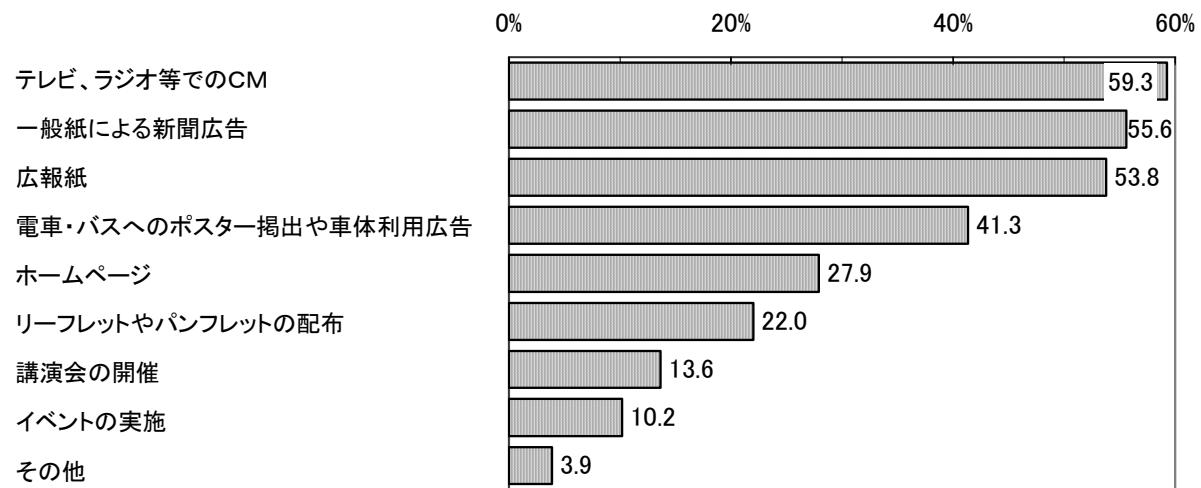
Q 8 あなたは、犯罪被害者やその家族への支援策として、東京都や区市町村がどのようなことを取り組んでいいかと思いますか。特に必要だと思うことを、次の中から3つまで選んでください。

(n = 491)



都民への周知方法

Q 9 犯罪被害者やその家族の存在、置かれている状況等を、広く都民の皆さんに理解してもらうために、あなたはどのような方法が良いと思いますか。特に必要だと思うことを、次の中から3つまで選んでください。
(n = 491)



犯罪被害者等についての自由意見

Q 10 犯罪被害者やその家族の問題、支援策について、あなたのお考えがありましたら自由にお書きください。
(n = 353)

- (1) 被害者の保護・支援 ······ 114件
- ①精神的支援 (26件)
 - ②経済的支援 (22件)
 - ③プライバシー保護 (12件)
 - ④その他 (54件)
- (2) 加害者の権利保護に対し、被害者の権利が不十分 ······ 52件
- (3) 被害者の状況や支援策のPR、啓発 ······ 47件
- (4) 相談窓口の充実 ······ 43件
- (5) 報道のあり方 ······ 40件
- (6) その他 ······ 71件
- ①警察の対応 (13件)
 - ②犯罪を減らす (12件)
 - ③地域のつながり (8件)
 - ④その他 (38件)

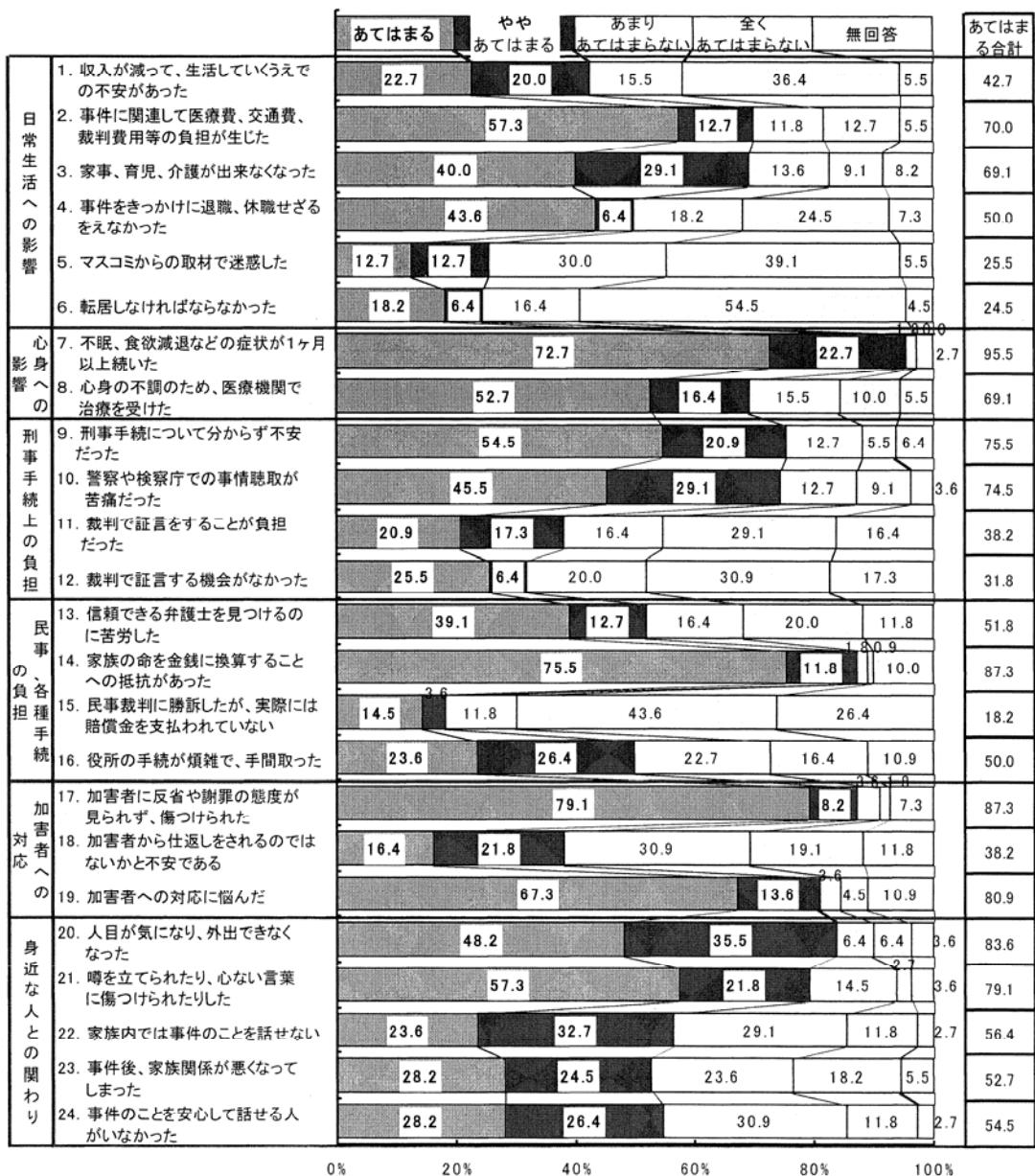
合計 367件

資料3-2 (社)被害者支援都民センター「今後の被害者支援を考えるためのアンケート」

「今後の被害者支援を考えるための調査報告書」より抜粋

1 被害後に悩まされた問題

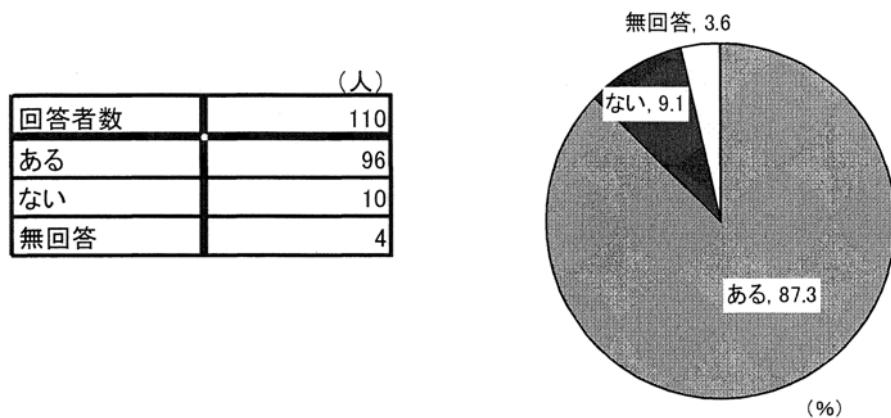
被害にあった後、どのような問題に悩まされましたか。



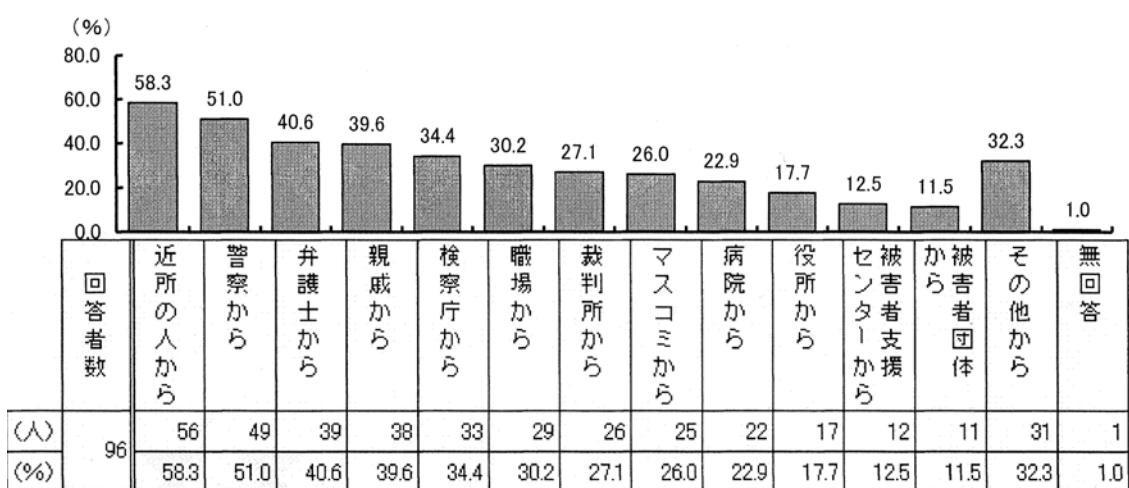
0% 20% 40% 60% 80% 100%

2 二次的被害

(1) 今までに、二次的被害（事件に関連したことで周囲から傷つけられるような出来事）を受けたことがありますか。

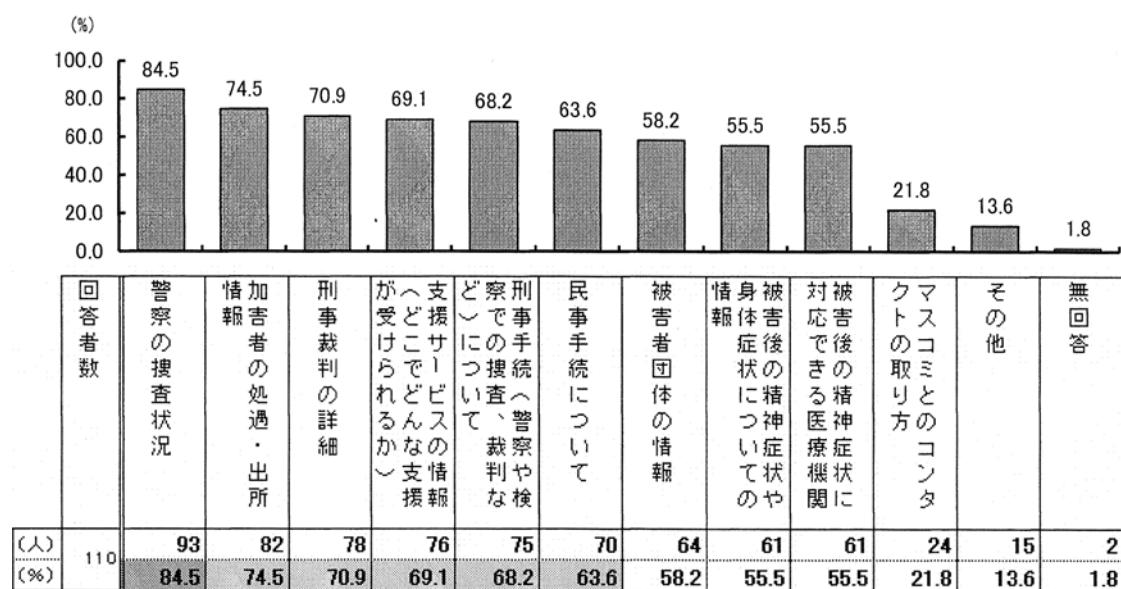


(2) 誰（どこ）から、二次的被害を受けましたか。



3 事件後知りたかったこと

事件後にどんなことを知りたかったですか。



4 被害後に必要な支援

事件後にどんな支援が必要と思いますか。

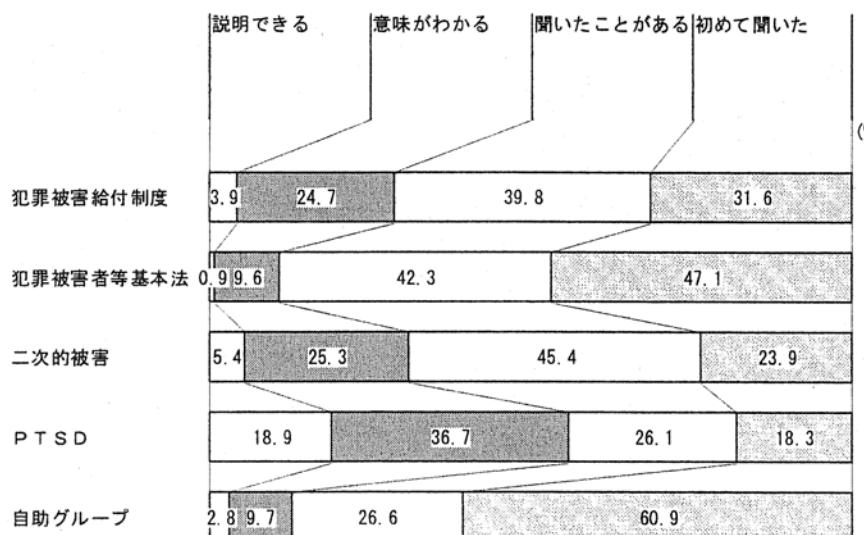
被害後に必要な支援	事件直後	事件から				
		1年後	3年後	5年後	7年後	10年以上
警察へ行くときの付添い	74.5	18.2	7.3	5.5	4.5	4.5
病院へ行くときの付添い	59.1	11.8	3.6	2.7	2.7	2.7
検察庁へ行くときの付添い	62.7	22.7	8.2	5.5	3.6	3.6
裁判所へ行くときの付添い	63.6	30.9	12.7	7.3	7.3	6.4
経済的な支援	48.2	20.0	14.5	11.8	9.1	10.0
行政手続の補助	60.9	18.2	6.4	2.7	1.8	3.6
公営住宅の提供	18.2	12.7	8.2	6.4	5.5	4.5
マスコミへの対応	46.4	17.3	7.3	3.6	3.6	5.5
損害賠償請求に関する支援	42.7	43.6	20.0	7.3	4.5	7.3
弁護士の紹介	73.6	25.5	9.1	2.7	2.7	3.6
支援団体の紹介	66.4	30.0	14.5	6.4	5.5	7.3
専門家による精神的ケア	71.8	42.7	22.7	18.2	16.4	13.6
身近な人からの精神的な支え	76.4	39.1	31.8	24.5	20.9	21.8
同じような体験した人達と話し合える場の設定	57.3	54.5	38.2	27.3	27.3	27.3
手記・講演等、社会へ訴える場の設定	17.3	29.1	32.7	25.5	20.9	18.2
加害者に関する情報の提供	70.9	47.3	39.1	26.4	25.5	22.7
加害者と対面する場の設定	26.4	20.9	18.2	12.7	12.7	13.6
その他	3.6	3.6	2.7	2.7	0.9	2.7
無回答	6.4	20.0	38.2	51.8	57.3	55.5

資料3-3 内閣府「犯罪被害者等に関する国民意識調査」

調査報告書より抜粋

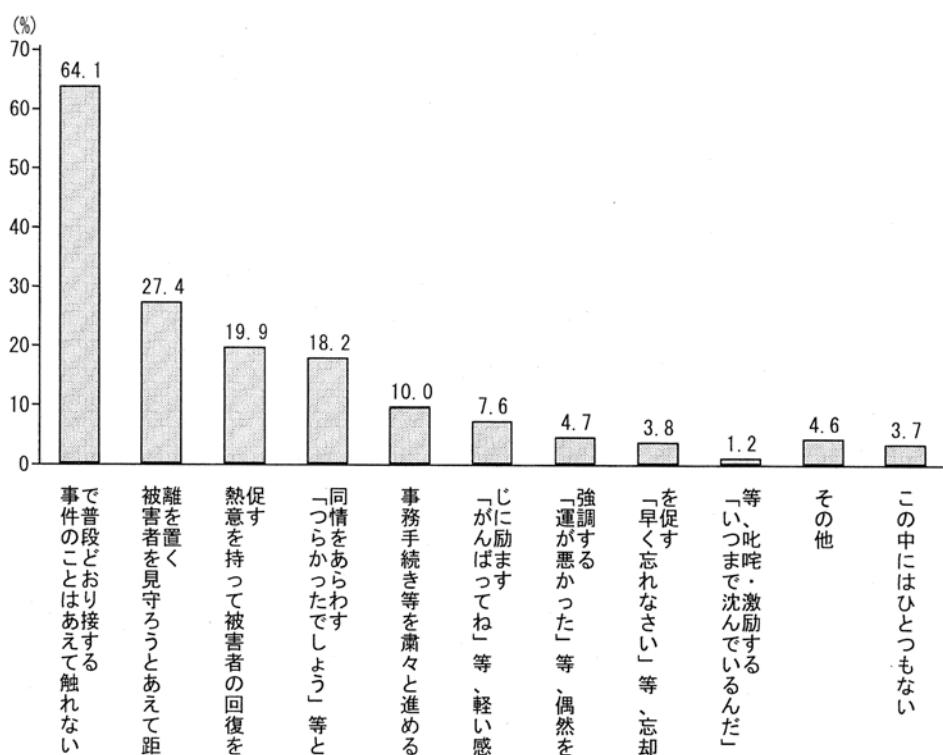
1 犯罪被害関連用語認知状況（国民一般）

あなたは以下のような言葉をどの程度ご存知ですか。

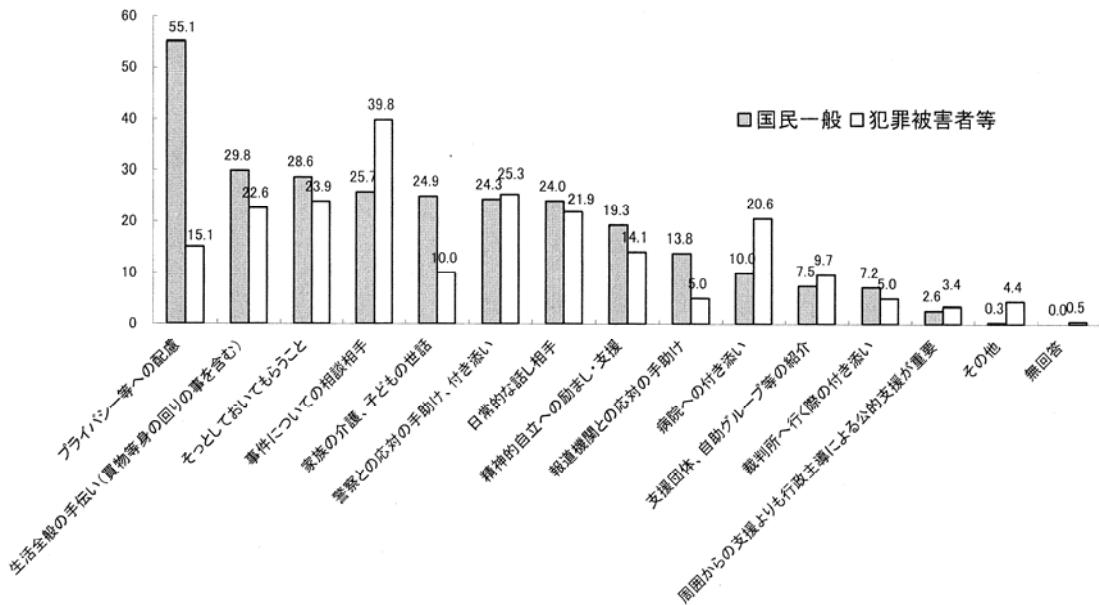


2 身近の重犯罪被害者に対する言動・態度（国民一般）

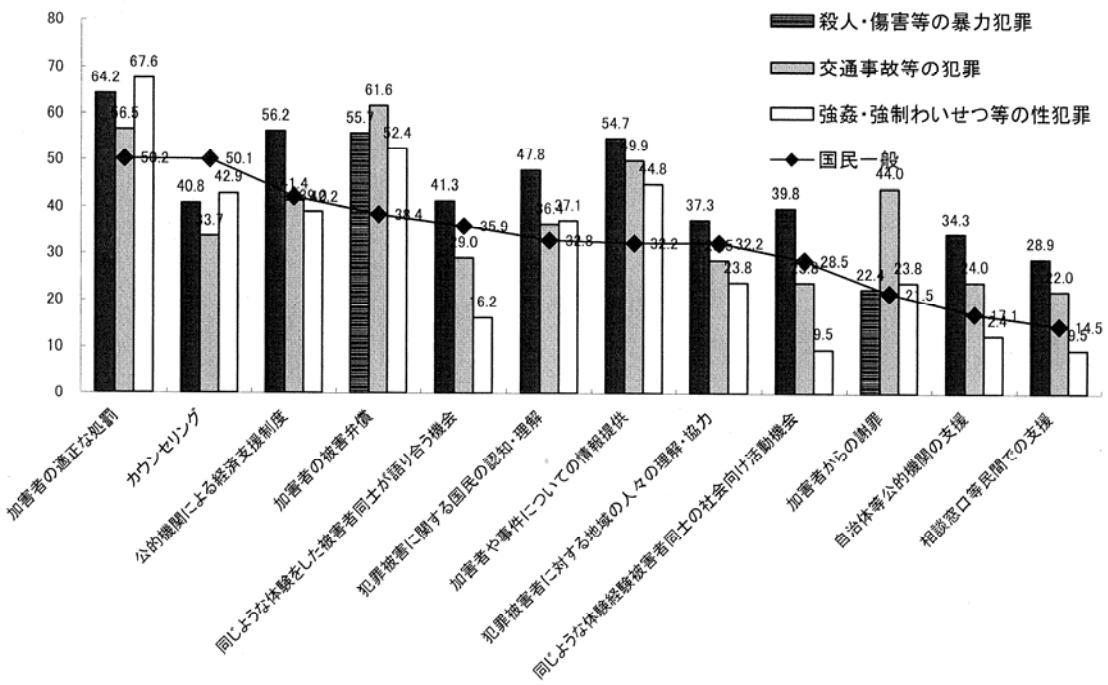
あなたの身近な人が重い犯罪被害に遭ってしまった場合、その人やその家族にどのような言葉や態度で接するのがよいと思いますか。以下のなかからあなたの考えに近いものをお選びください。



3 被害直後に必要な支援



4 身近な支援以外の有効な処置



—グラフの見方—

折れ線グラフは、「国民一般の考える、被害者やその家族の回復に有効な処置」
 棒グラフは「罪種別で被害者やその家族が受けた支援」である。「有効だと思う」～「有効だと思わない」の4段階尺度の設問であったが、上のグラフは「有効だと思う」と回答した人の割合を表示している。

資料4 中間のまとめに対する都民意見

「東京都犯罪被害者等支援推進計画（仮称）中間のまとめ」について、平成19（2007）年8月24日から同年9月30日まで都民からの意見募集を実施したところ、42通で96件の御意見が寄せられました。その主な内容等は以下のとおりです。

1 送付数

42通（郵送5通、ファックス2通、メール35通）

2 項目別件数と主な内容（96件）

（1）計画全般（19件）

- 支援の早期実施
- 誰がみてもわかりやすい表現に。
- 計画の対象となる犯罪被害者を都民にもわかるよう明確にしてほしい。

（2）損害回復・経済的支援等への取組（11件）

- 幅広い経済的支援の実施
- 安全安心な場所の提供が必要

（3）精神的・身体的被害の回復・防止の取組（21件）

- 精神的ケアの促進
- 子どもへのカウンセリングに慣れたドクターをピックアップするなど、子どもへのケアに力をいれてほしい。
- マスコミへの対策が必要

（4）支援等のための体制整備への取組（28件）

- いつでもどこでも相談できる場所や窓口が必要
- 総合相談窓口には被害者の心情を十分理解した担当者を配置
- 職員研修の実施
- 様々な支援機関がかかわる支援の仕組みの構築

（5）都民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（13件）

- 学校教育で、被害にあった場合の対応についての教育も進めてほしい。
- 社会の無理解に対する啓発活動の充実
- 支援内容をもっとPRすべき。

（6）その他（4件）

- 事件にかかわる個人情報保護と情報公開のガイドラインを示すことが必要

資料5 東京都犯罪被害者等支援推進会議設置要綱

平成19年 3月30日
18総人権企第655号

(設置目的)

第1 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、東京都犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する総合的調整及び施策の推進に関すること。
- (3) その他犯罪被害者等支援に関して必要な事項に関すること。

2 推進会議は、検討に当たって、犯罪被害者支援に関し知見を有する学識経験者等の意見及び助言を聞くものとする。

(構成)

第3 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に委員長を置く。委員長は、総務局理事（人権担当）をもって充てる。
- 3 推進会議に副委員長を置く。副委員長は、総務局人権部長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4 委員長は、推進会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、別表1に掲げる職にある者以外の者に推進会議への出席を求めることができる。

(検討部会)

第5 推進会議に、推進会議の検討を補佐するため、次の検討部会を置く。

- (1) 支援プランに関する検討部会
- (2) 支援の連携に関する検討部会
- 2 前項の検討部会は、それぞれ別表2及び別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 委員長は、第1項の検討部会のほか、必要に応じて、特に重要な課題について検討を進めための特別部会を置くことができる。特別部会の構成については、委員長が別に定める。
- 4 第1項の検討部会及び前項の特別部会（以下これらを総称して「部会」という。）に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、別表2及び別表3に掲げる職にある者以外の者に部会への出席を求めることができる。
- 8 部会長は、必要に応じて、部会内に分科会を置くことができる。分科会に関する事項は、部会長が定める。

(庶務)

第6 推進会議及び部会の庶務は、総務局人権部企画課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表1（推進会議）

委員長	総務局	理事（人権担当）
副委員長	総務局	人権部長
委員	知事本局	参事（特命担当）
委員	青少年・治安対策本部	総合対策部長
委員	生活文化スポーツ局	総務部長
委員	都市整備局	参事（連絡調整担当）
委員	福祉保健局	総務部長
委員	病院経営本部	参事（経営戦略・再編整備担当）
委員	産業労働局	総務部長
委員	教育庁	参事（教育政策担当）
委員	警視庁	犯罪被害者支援官

別表2（支援プランに関する検討部会）

部会長	総務局	人権部長
副部会長	総務局	人権部被害者支援連携担当課長
委員	総務局	人権部企画課長
委員	総務局	人権部人権施策推進課長
委員	知事本局	企画調整部副参事（連絡調整担当）
委員	青少年・治安対策本部	総合対策部総務課長
委員	青少年・治安対策本部	総合対策部副参事（企画調整担当）
委員	生活文化スポーツ局	総務部副参事（企画担当）
委員	都市整備局	総務部副参事（連絡調整担当）
委員	福祉保健局	総務部総務課長
委員	病院経営本部	経営企画部改革推進担当課長
委員	産業労働局	総務部連絡調整担当課長
委員	産業労働局	雇用就業部副参事（計画調整担当）
委員	教育庁	総務部人権教育調整担当課長
委員	警視庁	犯罪被害者支援室長

別表3（支援の連携に関する検討部会）

部会長	総務局	人権部長
副部会長	総務局	人権部被害者支援連携担当課長
委員	総務局	人権部企画課長
委員	総務局	人権部人権施策推進課長
委員	総務局	人権部副参事（人権相談担当）
委員	生活文化スポーツ局	都民生活部男女平等参画室長
委員	都市整備局	都営住宅経営部副参事（管理制度担当）
委員	福祉保健局	少子社会対策部計画課長
委員	福祉保健局	医療政策部医療政策課長
委員	福祉保健局	障害者施策推進部計画課長
委員	福祉保健局	保健政策部保健政策課長
委員	教育庁	指導部主任指導主事（人権教育担当）
委員	警視庁	犯罪被害者支援室長